

# 第3次静岡市

# 男女共同参画

## 行動計画

～ベストバランスで、  
男女がともにいきいきと輝くまち しずおか～  
の実現を目指して



静岡市

# はじめに

少子高齢化が進展し、我が国では平成19年をピークに人口が減少に転じ、本市の人口も減少傾向にあります。このような中、将来にわたって経済活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、一人ひとりの多様な生き方が尊重され、性別に関わりなく誰もが自らの能力を発揮できる社会の実現が必要となります。

静岡市では、これまで、「静岡市男女共同参画推進条例」の理念のもと、2次にわたって「男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、依然として多くの課題が残っています。

このたび、これまでの施策の成果と課題をふまえ、今後8年間の計画期間とする「第3次静岡市男女共同参画行動計画」を策定しました。本計画では、8年後の目指す姿に『ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか』を掲げ、『認めあうまち』、『活力あるまち』、『安心できるまち』の3つの施策の柱を設定し、市民の皆様にとってより身近で分かりやすい計画となるよう努めました。

本計画を着実に推進していくためには、行政の取組だけでなく、市民の皆様の"シチズンシップ精神"に基づく積極的な参画が重要となります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました静岡市男女共同参画審議会委員の皆様、また、タウンミーティングやパブリックコメントを通じ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成27年3月

静岡市長 田 辺 信 宏

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって . . . . . 1

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画策定の背景
  - (1) 社会経済情勢等の状況と静岡市の状況
  - (2) 男女共同参画をめぐる国・県の動向
- 3 第2次行動計画の評価と今後の課題

## 第2章 第3次行動計画の基本的な考え方 . . . . . 11

- 1 計画の基本理念
- 2 計画において目指す姿
- 3 重点目標
- 4 計画期間
- 5 計画の位置づけ

## 第3章 施策の内容 . . . . . 15

- 1 施策の体系
- 2 計画の体系図
- 3 基本目標及び施策の方向性
  - 基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
  - 基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進
  - 基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進
  - 基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進
  - 基本目標5 地域における男女共同参画の推進
  - 基本目標6 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進
  - 基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備
  - 基本目標8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
  - 基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶
  - 基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援

## 第4章 計画の推進 . . . . . 55

- 1 計画を推進する体制の整備
- 2 市民参画による推進体制と拠点の充実
- 3 計画の進ちょく状況の点検および情報公開
- 4 計画の見直し
- 5 計画の指標一覧

## 第5章 参考資料 . . . . . 60

- 第3次静岡市男女共同参画行動計画について（答申）
- 審議経過
- 静岡市男女共同参画審議会委員名簿
- 用語解説
- 関係法令
  - ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
  - ・男女共同参画社会基本法
  - ・静岡市男女共同参画推進条例
  - ・静岡市女性会館条例
- 男女共同参画関連年表

※計画の各事業の所管課名については、平成27年度の課名で表記しています。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の経緯

静岡市では、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを目指して、平成15年4月1日に「静岡市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業者の責務を定めるとともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画の策定を義務付けています。

この条例に基づき、平成16年3月には「静岡市男女共同参画行動計画」を、平成21年3月には「第2次静岡市男女共同参画行動計画（以下、「第2次行動計画」という。）」を策定し、男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、それぞれ一定の成果をあげてきましたが、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題は未だ多く存在しています。

平成26年度末をもって、現行の計画である第2次行動計画の計画期間が満了となることから、社会経済情勢の変化等をふまえた「第3次静岡市男女共同参画行動計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。



## 2 計画策定の背景

### (1) 社会経済情勢等の状況と静岡市の状況

#### 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来

本市の人口は減少傾向にあり、平成22年の約716,000人から、10年後の平成32年には約679,000人に、平成52年には約559,000人に減少する見込みです。

年齢区別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、今後ますます少子高齢化が進展することが予想されます。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加がみられます。そのため、高齢者層への働きかけやひとり親家庭への支援策の充実が、一層重要となります。

図1-1 静岡市の年齢区別将来推計人口

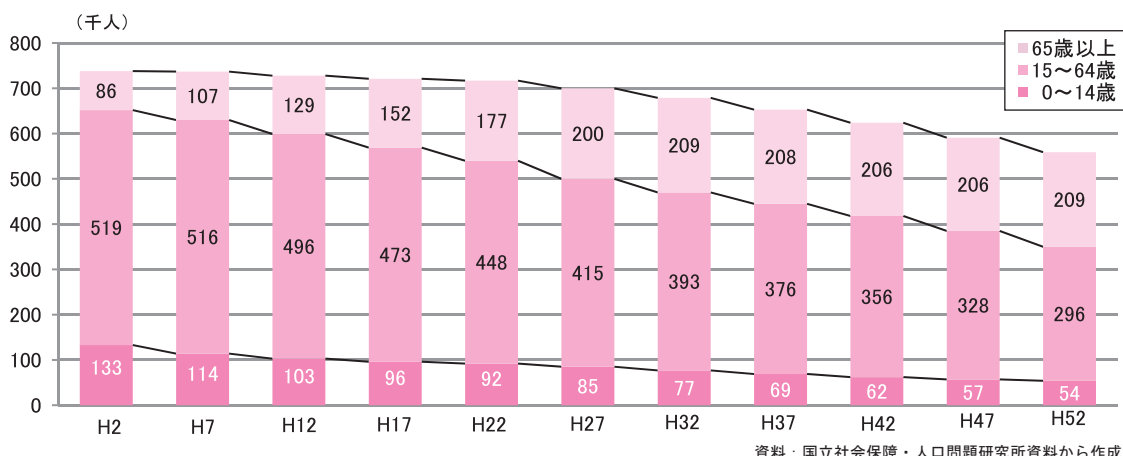


図1-2 単身世帯数の推移（静岡市）

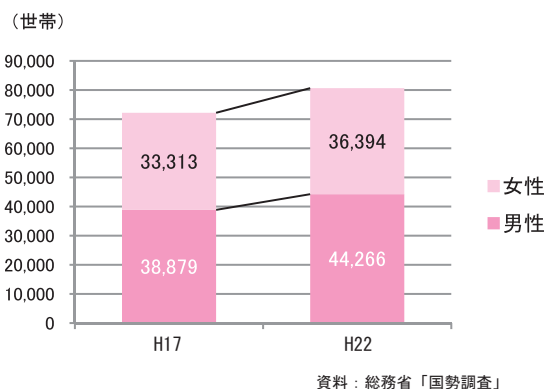
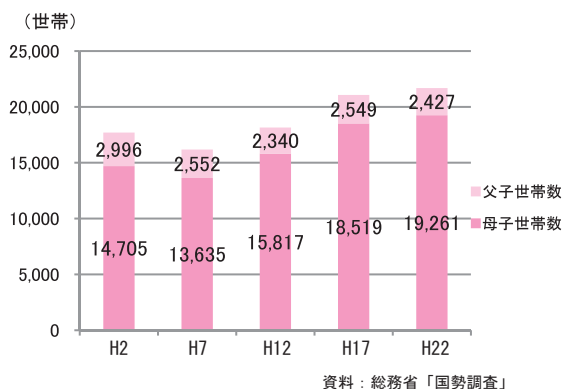


図1-3 ひとり親家庭数の推移（静岡県）

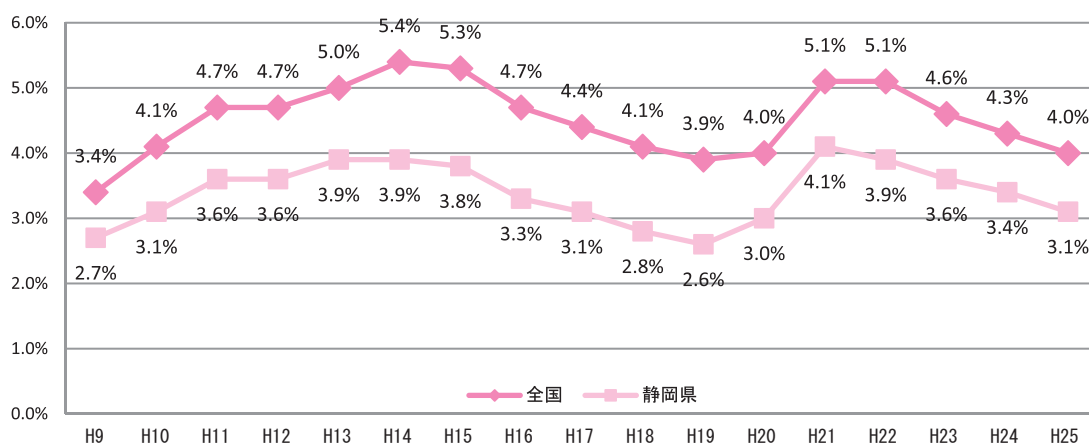


### 雇用情勢の変容と貧困・格差の拡大

日本経済は、経済のグローバル化や産業構造の変化などの影響を受け、長期間にわたり景気の低迷が続きましたが、近年は緩やかな回復基調にあります。

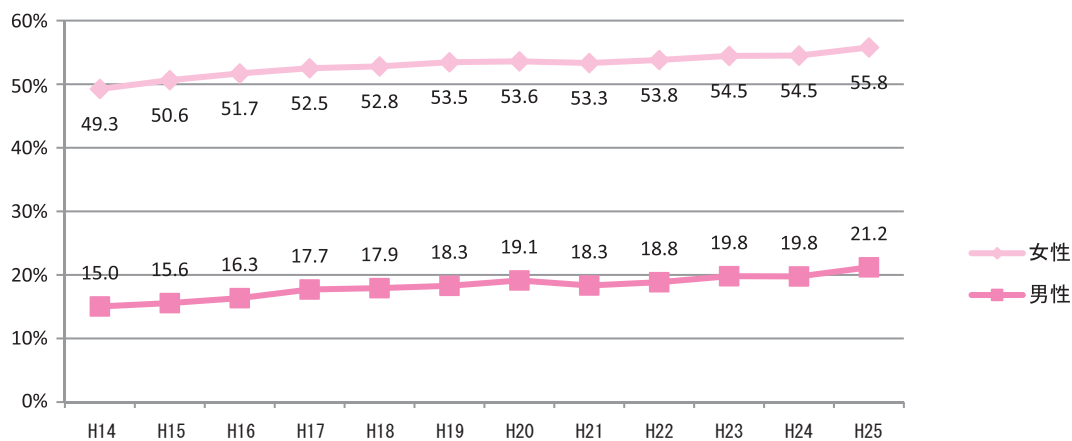
平成19年度以降悪化を続けていた雇用環境は、ここ数年改善がみられる一方で、男女ともに非正規雇用者の割合は年々増加する傾向にあります。特に女性においては、半数以上が非正規雇用という状況にあり、貧困などの生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。

図1-4 完全失業率の推移（全国・静岡県）



資料：総務省「労働力調査」

図1-5 非正規雇用者の割合の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」



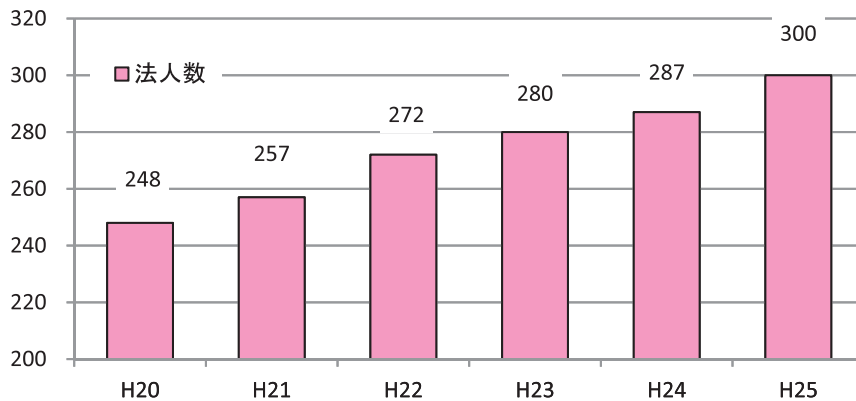
### 協働に関する意識の高まりと地域における人間関係の希薄化

市民の協働意識の高まりから、NPO法人やボランティア団体を通して活動する人が増加しています。

その一方で、自治会・町内会など既存の地縁組織への組織加入率が低下するなど、地域社会におけるつながりの希薄化が懸念されています。

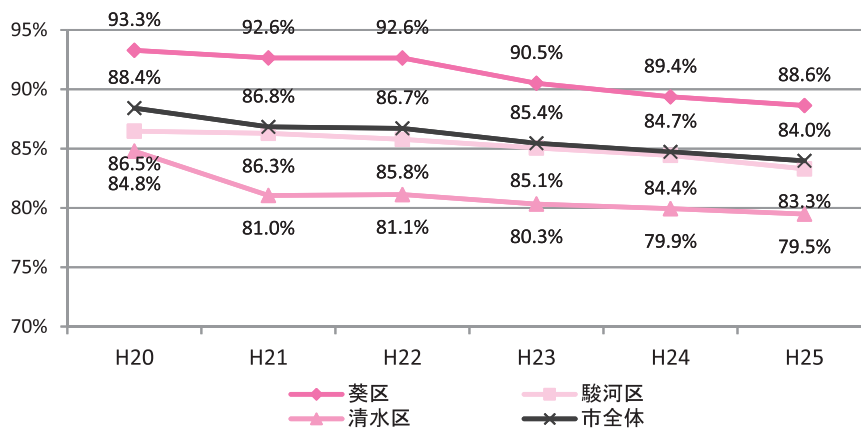
市民との協働により効果的な男女共同参画の推進が期待される反面、各地域における防災体制整備などの面において、男女ともに積極的な地域活動への参画が望まれます。

図1-6 NPO法人数（静岡市）



資料：男女参画・市民協働推進課

図1-7 自治会・町内会加入率\*の推移（静岡市）



資料：市民生活課

\*各年10月1日現在の「地域連絡事務嘱託対象世帯数／住民基本台帳世帯数(外国人を除く)」

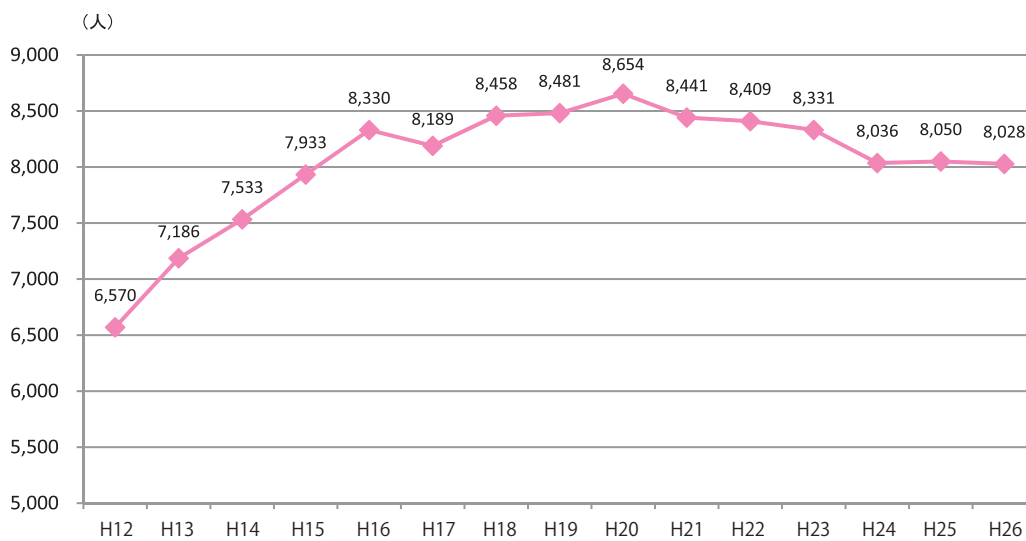
### 国際化の進展

静岡市の外国人人口は、近年8,000人前後で推移しています。

今後、国際化の進展により、定住外国人の増加や、企業の国際展開に伴う国際的な交流人口の増加が予想されます。

そのため、男女共同参画に関する事項を含む様々な国際的な規範や基準についての理解を深め、市民一人ひとりが国際的な視点を持つことができるよう、様々な学習機会を提供する必要性が高まっています。

図1-8 外国人人口の推移（静岡市）



資料：男女参画・市民協働推進課

図1-9 国籍別の外国人住民状況（静岡市）（平成26年4月末現在）

	中 国	韓 国 ・ 朝 鮮	フィ リ ピ ン	ブラ ジ ル	ベ ト ナ ム	ミ ャ ン マ ー	ネ パ ー ル	そ の 他	合 計
女性	1,292	818	950	316	223	208	66	650	4,523
男性	832	793	217	364	153	153	206	787	3,505
総計	2,124	1,611	1,167	680	376	361	272	1,437	8,028

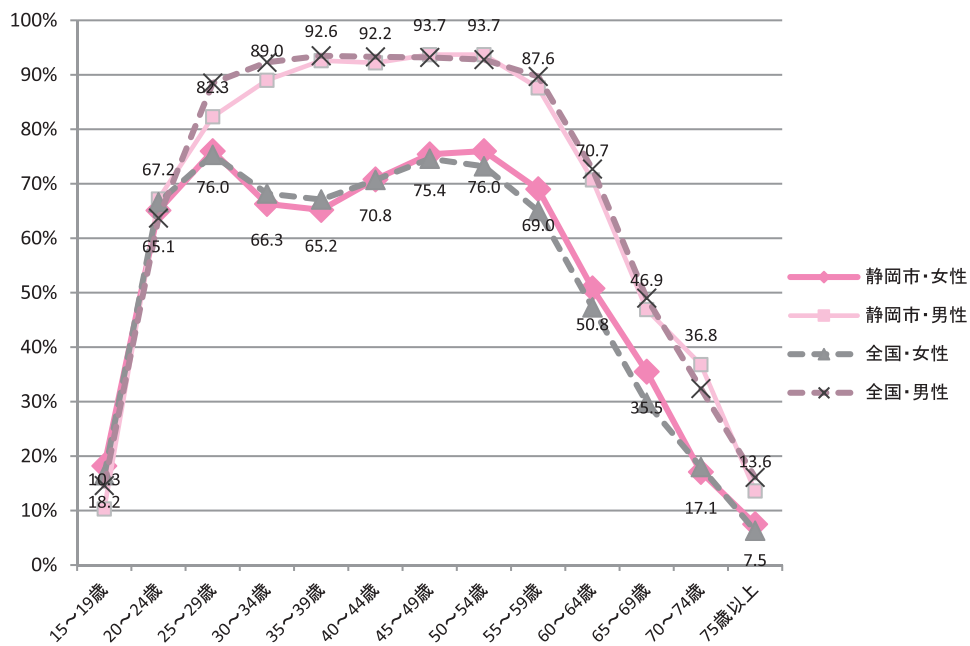
資料：男女参画・市民協働推進課

### 経済の活性化に向けた女性の活躍への期待

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

人口減少社会を迎え、労働力人口の減少による経済の低迷が予想される中で、これまで以上に女性の活躍への期待が高まっています。

図1-10 年齢階級別就業率（静岡市・全国）



資料：総務省「平成24年就業構造基本調査」

## (2) 男女共同参画をめぐる国・県の動向

国においては、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が、また、静岡県においては、平成23年2月に「第2次静岡県男女共同参画基本計画」がそれぞれ策定されました。

国の第3次男女共同参画基本計画で示された「改めて強調している視点」は、次のとおりです。

- ・ 女性の活躍による経済社会の活性化
- ・ 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ・ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 地域における身近な男女共同参画の推進

また、国の第3次男女共同参画基本計画では、経済社会情勢の変化等に対応して、次の5つの重点分野が新設されました。

「男性、子どもにとっての男女共同参画」

「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」

「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」

「科学技術・学術分野における男女共同参画」

「地域、防災・環境その他分野における男女共同参画の推進」

その他の動きとしては、平成23年4月1日に改正「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、従業員101人以上の事業所に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。さらに、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行により、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が延長される等、職場・地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられることとなりました。

また、平成24年7月1日から、改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」により、子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や、介護休暇の導入が行われました。

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）に関しては、平成26年1月3日から、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

### 3 第2次行動計画の評価と今後の課題

第2次行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、9つの基本的施策に対して19の指標「目標値」を設定し取り組んできました。19指標の数値を、計画開始時と直近の数値で比較すると、「中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合」など既に目標値を上回る6指標を含め13の指標において着実な進展があります。行動計画に基づく179事業が、計画に沿って着実に進められてきた成果が伺えます。第2次行動計画全体を全事業の達成状況を踏まえて総合的に評価した結果、一定の成果が挙げられたと考えられます。

しかしながら、「男性が育児・介護休暇をとることに理解を示す人の割合」が73.1%から64.1%に下がるなど5指標においては、むしろ後退していると認識することができます。第2次行動計画期間は、平成20年秋のいわゆるリーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災後の不安感に満ちた時代が大半をしめ、市民の意識は、景気の回復と当面の暮らしの安定を優先し、家庭生活の尊重や各人の生活・人生の再考への意識が弱くなったものと考えられます。

このような背景を踏まえた第2次行動計画における4つの重点施策にかかる評価は、それぞれ次のとおりです。

#### ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成22年に「静岡市仕事と生活の調和基本方針」を策定し、積極的な取組を行う事業所を表彰するなどの取組が図られ、また、言葉の認知度も少しずつ向上しています。女性の社会進出が少しずつ進む中で、「男女の家事平均時間の格差」は開始時より56分広がるなどの結果は深刻に受け止める必要があります。女性へのしわ寄せは、女性の参画拡大を難しくすることに繋がります。ロールモデルから示唆を得る等、今後の取組強化が必要です。

#### ◆ 政策・方針決定への女性の参画推進

「市の審議会」、「管理的職業従事者」、「女性のPTA会長」などへの女性割合の増加は、着実な進展をみることができました。しかしながら、範となる市の女性職員及び女性教員の登用状況をみると、拡大は十分に進んでいるとは言えない状況です。女性の参

画があらゆる分野で推進されるように、女性人材の育成・拡充に向けた環境整備など効果のある事業を次期計画に取り込み、強化していくことが必要です。

### ◆ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

平成26年3月に静岡市DV防止基本計画が策定され、取組の一層の推進が期待できる一方で、「セクハラ又はDV被害に遭った時の相談窓口を知っている人の割合」が低下しています。窓口が周知されていなければ、計画の実効性を高めることも難しくなります。デートDV講座の対象を中学生にまで広げるなど、確実に市民に届く形での広報、啓発活動を進め、さらにきめ細かく柔軟な施策を整備していくことが必要です。

### ◆ 市民との協働による男女共同参画の推進体制

女性会館の指定管理者をNPO法人が運営することで、地域社会における男女共同参画の推進を当事者目線で分析し、課題解決型事業、市民や関係団体との協働事業に取り組み、また、二度にわたり男女共同参画担当大臣の視察を迎え入れるなど、国内においても高く評価されました。今後も、女性会館を拠点に、その成果が市内全域に浸透されるよう、女性会館の機能強化を継続していくことが重要です。

以上の内容を踏まえ、次期計画では、「家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立」、「女性に対する暴力の根絶」の課題を踏まえ、「男性にとっての男女共同参画の推進」や「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」などの国の施策や社会状況の変化を鑑みた計画の見直しが必要です。

### ◆ 今後の主な課題

- (1) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 男女間の暴力の根絶



表 第2次行動計画における成果指標の状況

基本的施策	指 標		計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1 男女共同参画の視点 に立った社会制度・ 慣行の見直し	1	静岡県男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合	41.4% (H20年度)	37.3% (H26年度)	50%以上
	2	社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感(男性の方が優遇と感じる人の割合)	45.2% (H20年度)	44.2% (H26年度)	30%以下
2 男女の人権を尊重する 教育や学習の充実と 意識改革	3	静岡市女性会館の新規利用者数	—	2,147人 (H25年度末)	累計1,200人 以上
	4	中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	13.4% (H20年度)	32.0% (H25年度)	25%以上
3 政策・方針決定の場への 女性の参画拡大	5	「管理的職業従事者」における女性の割合	11.5% (H17年度 国勢調査)	12.9% (H22年度 国勢調査)	13%以上
	6	女性委員のいない市の審議会等の割合	15.5% (H20年度)	9.2% (H26年度)	0%
4 地域における男女共同 参画の推進	7	女性のPTA会長の割合	5.7% (H20年度)	9.3% (H26年度)	10%以上
	8	女性の町内会長または自治会長の割合	1.76% (H21年度)	1.78% (H26年度)	3%以上
	9	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する 市政出前講座受講者数	—	57,418人 (H25年度末)	4,000人以上
5 労働の場における男女 共同参画の確立	10	家族経営協定の締結家族の数	45件 (H20年度)	52件 (H25年度末)	70件以上
	11	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合	40.2% (H20年度)	44.5% (H25年度)	60%以上
	12	次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた 市内事業者数	2件 (H21年度)	20件 (H25年度末)	10件以上
6 家庭生活と職業生活 その他の社会における 活動の両立	13	男女の家事平均時間の格差	160分 (H20年度)	216分 (H26年度)	130分以内
	14	男性が育児・介護休暇をとることに理解を示す人の割合	73.1% (H20年度)	64.1% (H26年度)	90%以上
7 国際的視野のもとでの 地域社会の一員としての 活動支援	15	社会における女性の活躍状況について、国連が 各国を順位付けしていることを知っている人の割合	18.3% (H20年度)	34.5% (H26年度)	35%以上
8 女性に対する暴力の 根絶	16	セクハラまたはDV被害に遭ったときの相談窓口を知っている人の割合	31.9% (H20年度)	28.2% (H26年度)	50%以上
	17	高校・大学におけるセクハラまたはDV防止講座の実施率	25.0% (H20年度)	34.2% (H25年度)	40%以上
9 生涯を通じた男女の 健康支援	18	妊娠や出産に関わる健康に配慮し、女性の意思 決定を尊重すべきであると考える人の割合	75.7% (H20年度)	70.9% (H26年度)	95%以上
	19	性に関する悩みを相談できる大人がいるまたは 相談窓口を知っている中学生の割合	31.8% (H20年度)	45.9% (H26年度)	50%以上

## 第2章 第3次行動計画の基本的な考え方

第3次行動計画では、第2次行動計画に引き続いて、条例の基本理念6項目を計画の基本理念とします。

また、第3次行動計画では、第1次行動計画、第2次行動計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。

そして、市民に分かりやすく身近な男女共同参画行動計画とすることが大切であると考え、原点である「一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、現在、私たちのまちに必要な取り組むべき方向性を次のように考えました。

「市民一人ひとりが、お互いを尊重し、認めあうまち」

⇒ **認めあうまち**



「多様な人材の参画により、活気と活力にあふれるまち」

⇒ **活力あるまち**



「誰もが、いつでも、安心して暮らすことができるまち」

⇒ **安心できるまち**



これらを静岡市が進める第3次行動計画の基本的な方向性として、8年後の目指すべき姿を描き、計画には10の基本的な目標を掲げ、取り組んでいきます。



## 1 計画の基本理念

静岡市では、条例第3条から第8条において、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

第3次行動計画では、第2次行動計画に引き続いて、この条例の基本理念を計画の基本理念とします。

<基本理念>

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮



一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

## 2 計画において目指す姿

「ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか」

※「ベストバランス」は、以下の2点を意味しています。

- ①すべての組織や団体が、偏ることなく人それぞれの性において、バランスよく構成されている様子
- ②それぞれの生活において、仕事と家庭・地域活動との調和がとれている状態



### 3 重点目標

本計画では、「認めあうまち」「活力あるまち」「安心できるまち」という3つのまちを目指す中で、本市の男女共同参画の推進に大きなけん引力として考えられる以下のテーマについて、第3次行動計画で特に積極的な取組を進めていきます。

「認めあうまち」 ⇒ 「男性にとっての男女共同参画」

「活力あるまち」 ⇒ 「女性の参画拡大」「ワーク・ライフ・バランスの推進」

「安心できるまち」 ⇒ 「DVの根絶」

このことから、第3次行動計画における基本目標のうち、以下の4つの目標について重点的に推進すべき重点目標とします。

- (1) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進
- (3) 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 4 計画期間

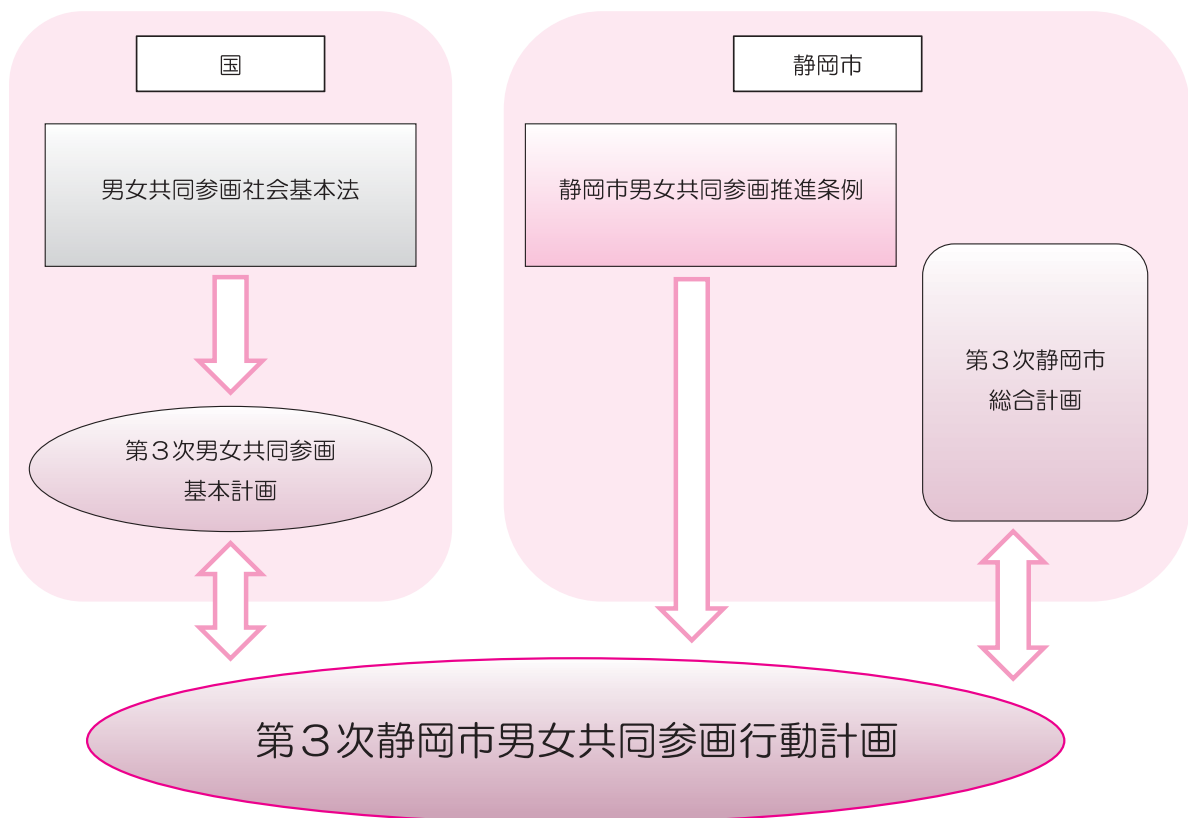
計画期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

ただし、第3次行動計画の推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である平成30年度（2018年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

## 5 計画の位置づけ

本計画は、条例第16条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される市町村の基本的な計画です。

また男女共同参画は、「第3次静岡市総合計画」の各分野の政策・施策を推進するための視点「市民自治」に位置づけられており、本計画の実施により "シチズンシップ" が発揮される「市民主体のまちづくり」を推進していきます。



## 第3章 施策の内容

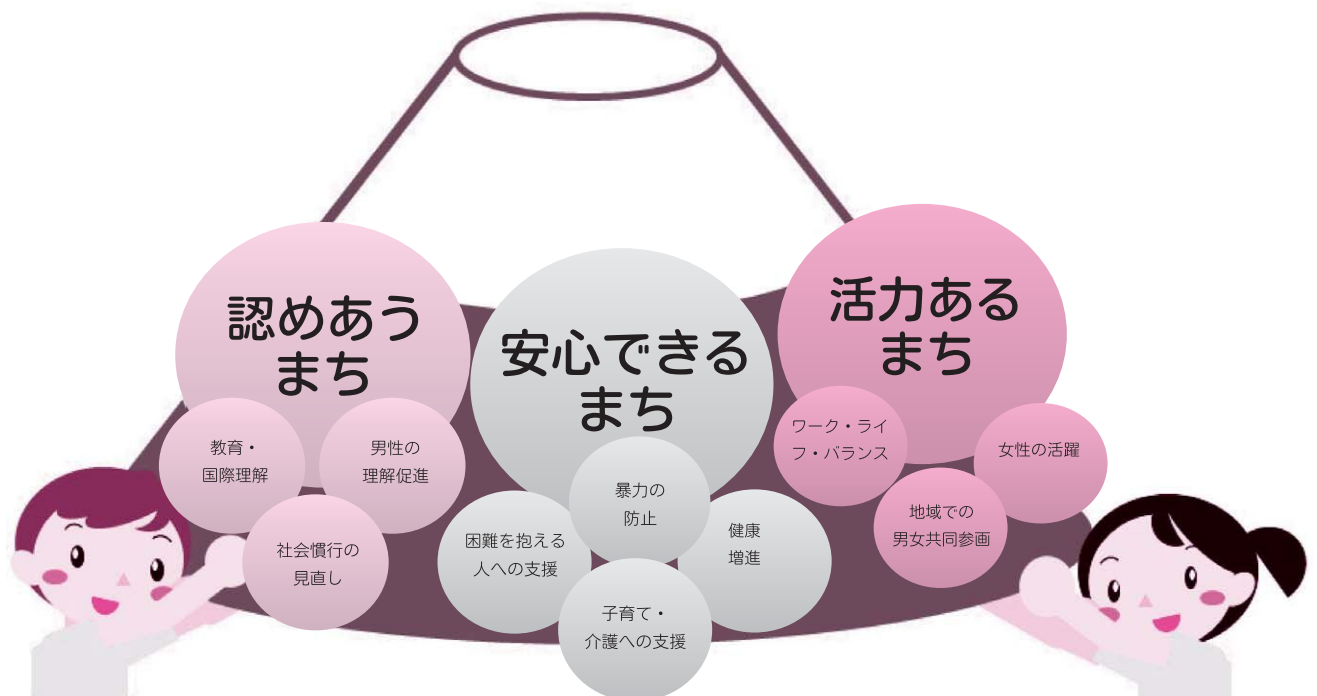
### 1 施策の体系

第3次静岡市男女共同参画行動計画は、次の10の基本目標で構成しています。

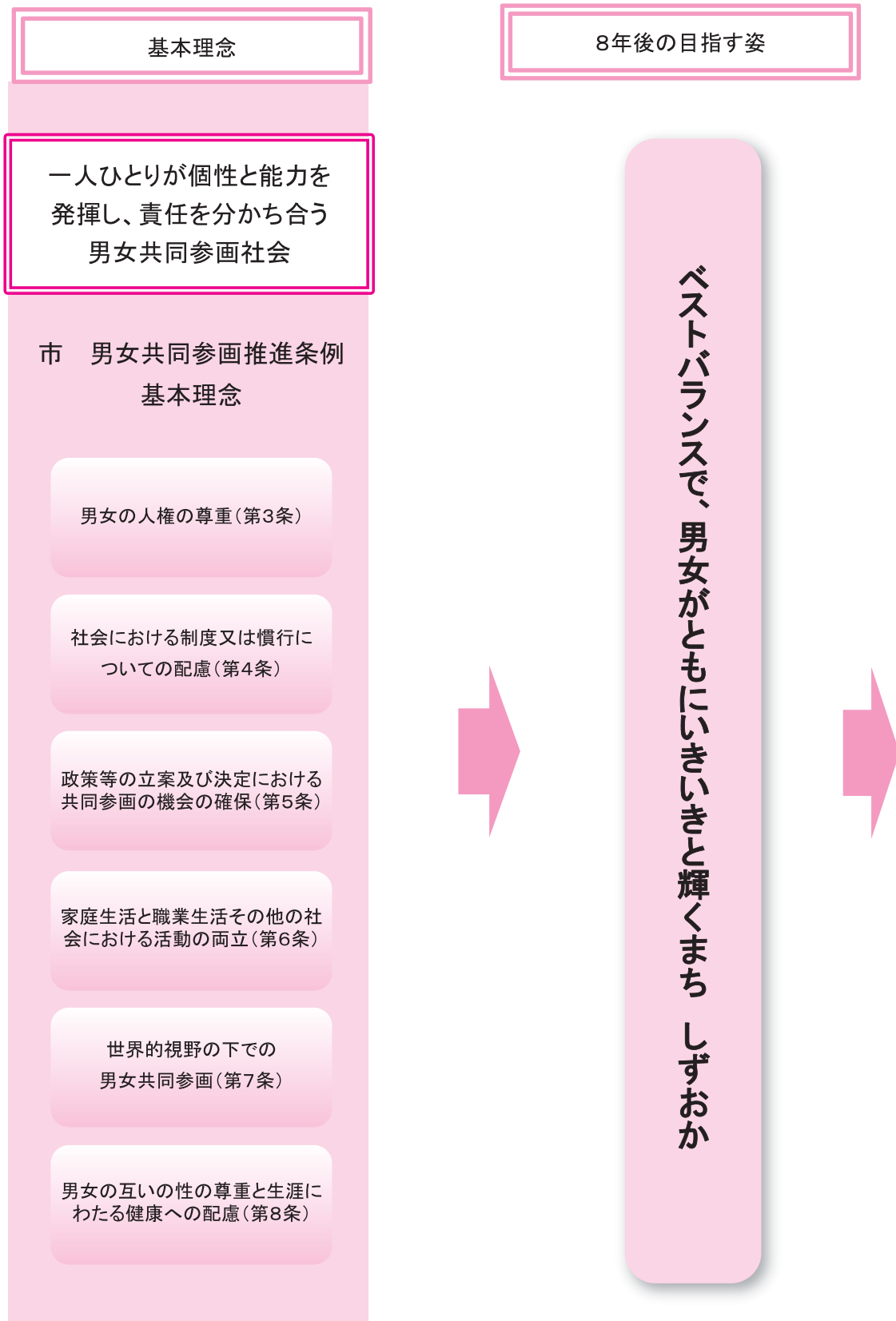
- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進
- (5) 地域における男女共同参画の推進
- (6) 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進
- (7) 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備
- (8) 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (9) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (10) 生涯を通じた男女の健康支援

また、これらの基本目標は、「認めあうまち」「活力あるまち」「安心できるまち」の3つの施策の柱に位置づけられるものです。

### ベストバランスで、 男女がともにいきいきと輝くまち しずおか



## 2 計画の体系図



基本目標

施策の方向性

認めあうまち

1

男女共同参画の視点に立った  
社会制度・慣行の見直し

- (1) 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供
- (2) 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実

2

人権を尊重する教育の充実と  
国際理解の推進

- (1) 男女の人権の尊重に関する啓発および教育の充実
- (2) 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進
- (4) メディアにおける男女の人権尊重の促進

重点

3

男性にとっての  
男女共同参画の推進

- (1) 男性の家事・育児・介護への参画促進
- (2) 男性の地域活動への参画促進
- (3) 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援

新

活力あるまち

重点

4

政策・方針決定の場への女性の  
参画拡大と女性の活躍の推進

- (1) 市審議会等への女性の参画促進
- (2) 市の女性職員の積極的登用
- (3) 事業所における方針決定への女性の参画促進
- (4) 女性の人材育成施策の充実
- (5) 女性のキャリア形成と能力発揮への支援
- (6) 女性の起業や再就職への支援

5

地域における  
男女共同参画の推進

- (1) 地域の各種団体における女性の参画促進
- (2) 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進
- (3) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進
- (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

重点

6

労働の場における  
男女共同参画の確立と  
ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進
- (2) 事業所における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進
- (3) 農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進

安心できるまち

7

男女がともに子育てや介護に  
携わることができる環境の整備

- (1) 家事・育児・介護への男性の参画促進
- (2) 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実
- (3) 多様なニーズに対応した介護支援策の充実

8

生活上様々な困難を抱える人が  
安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援
- (2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援
- (3) 貧困など様々な困難を抱える人への支援
- (4) 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備

新

重点

9

男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) DVを生み出さない社会づくりの推進
  - (2) 身近で相談できる体制の整備
  - (3) 被害者の安全確保の徹底
  - (4) 被害者の自立支援の充実
  - (5) DV防止推進体制の構築
  - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ※ 静岡市DV防止基本計画

10

生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 性差とライフステージに応じた健康支援
- (2) 性や妊娠・出産等に関する理解の促進
- (3) 誰もが相談できる体制の充実

### 3 基本目標及び施策の方向性

## 基本目標1

# 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

### 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識は、今なお様々な社会制度・慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています。

本市における調査でも、社会制度・慣行・しきたりに関する男女平等感について、およそ7割の人が男性優遇であると回答しています。

このような固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていくことが必要です。

同時に、男女共同参画に関する情報の収集に努めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識を解消するため、市民一人ひとりに届くよう、地域に密着した効果的な広報・啓発活動を実施することが必要です。また、世代によって意識や生活感が異なることから、各世代に対応した啓発や広報活動が求められます。

図2-1 「静岡市男女共同参画推進条例」の認知度

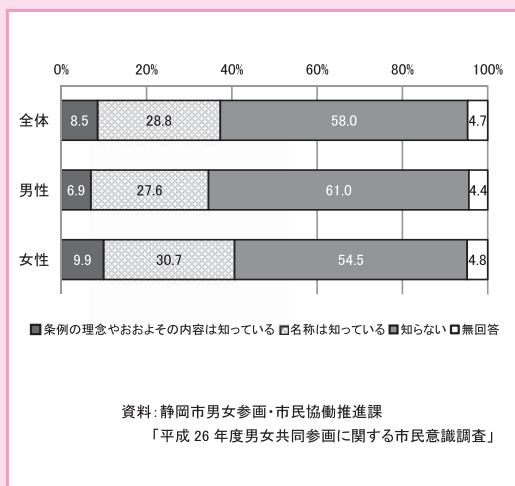
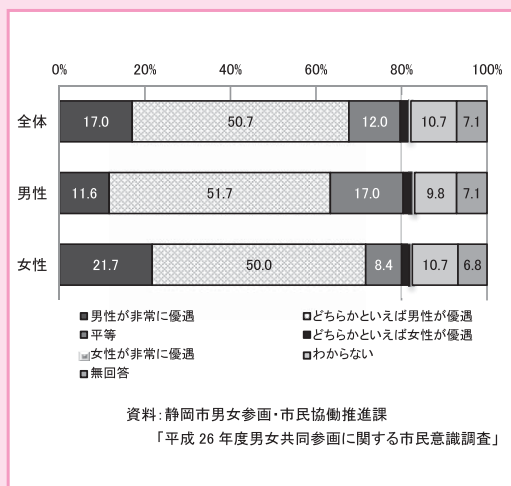


図2-2 社会通念・慣習・しきたりに関する男女平等感



## 成果指標

項目	現 状	中間目標値	目標値
「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感 (男性が優遇と感じる人の割合)	44.2%	38%以下	30%以下

## 施策の方向性

## 1 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供

各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、ジェンダー統計を活用した分析により、静岡市における男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供します。

<主な事業>

事業名	所管課
ジェンダー統計を活用した男女共同参画の実態や市民意識に関する調査の実施	男女参画・多文化共生課
市職員を対象とする意識・実態調査の実施	男女参画・多文化共生課

## 2 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実

慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
情報誌の発行による男女共同参画の啓発	男女参画・多文化共生課
男女共同参画の視点を持った絵本等の紹介	男女参画・多文化共生課 中央図書館



## 基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが重要です。

そのため、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場で、男女共同参画の視点に立った教育や学習をさらに進めていく必要があります。

また、我が国における男女共同参画推進の様々な取り組みは、国際的な動きと連動して進められており、本市の男女共同参画の推進においても、国際社会の課題と取組についての理解と関心を深めることができるように取り組む必要があります。

さらに、メディアについては、多くの人々の価値観に強く影響を与えることから、各種の広報媒体を用いた情報発信の際には、性差別のみならず、あらゆる面で人権尊重の観点に配慮した情報発信が必要です。同時に、受け手側である市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

図2-3 静岡市女性会館の新規利用者数

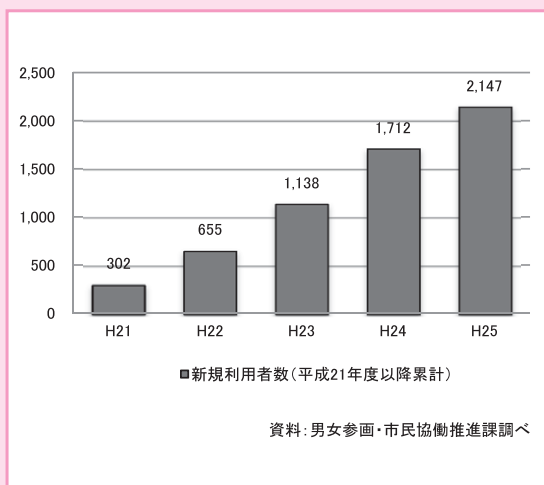
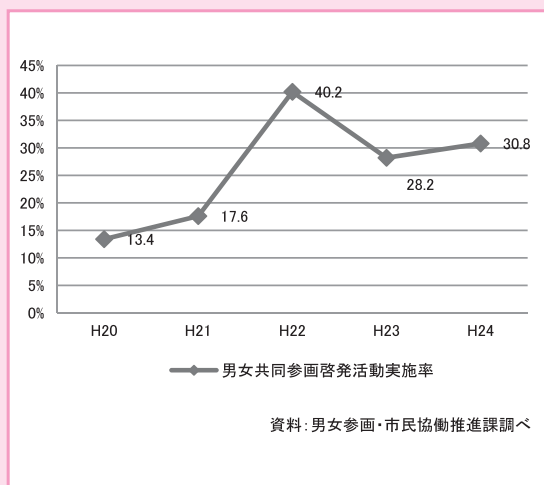


図2-4 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0%	46%	60%

## 施策の方向性

## 1 男女の人権の尊重に関する啓発および教育の充実

全ての人がある生き方を等しく尊重される社会の実現に向け、人権に関する教育・学習の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
人権の尊重に関する啓発活動の実施	福祉総務課
道徳教育の充実	学校教育課

## 2 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の教育・学習を推進します。また、あらゆる場において、性別に関わらず対等な教育の機会が得られるような教育の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
企業・団体を対象とした出前講座の実施	男女参画・多文化共生課
中学生を対象とした男女共同参画の啓発	男女参画・多文化共生課
保育士に対する研修の充実	男女参画・多文化共生課 こども園課

### 3 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進

男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範の周知・浸透を図るため、様々な領域での教育・啓発を進めるとともに、国際交流等を通じた多様な価値観の理解促進に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
国際理解・異文化理解を深める講座の開催	男女参画・多文化共生課
国際的な情報の収集・提供	男女参画・多文化共生課 中央図書館

#### ジェンダー・ギャップ指数と日本の順位

##### ◆ジェンダー・ギャップ指数

世界各国の男女平等の度合いを数値化しランク付けしたもので、毎年、世界経済フォーラムから発表されています。指数は、経済、教育、政治、保健分野のデータ（労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職・専門職に占める比率、健康寿命、国会議員・閣僚の比率など）から算出され、順位の高い国ほど男女間の格差が少ない国といえます。

##### ◆日本の順位

2014年（平成26年）版ジェンダー・ギャップ指数によると、日本は調査対象となった142カ国のうち104位と、先進国の中では韓国に次いで低く、女性の地位向上に向けた課題が多いことが明らかとなりました。

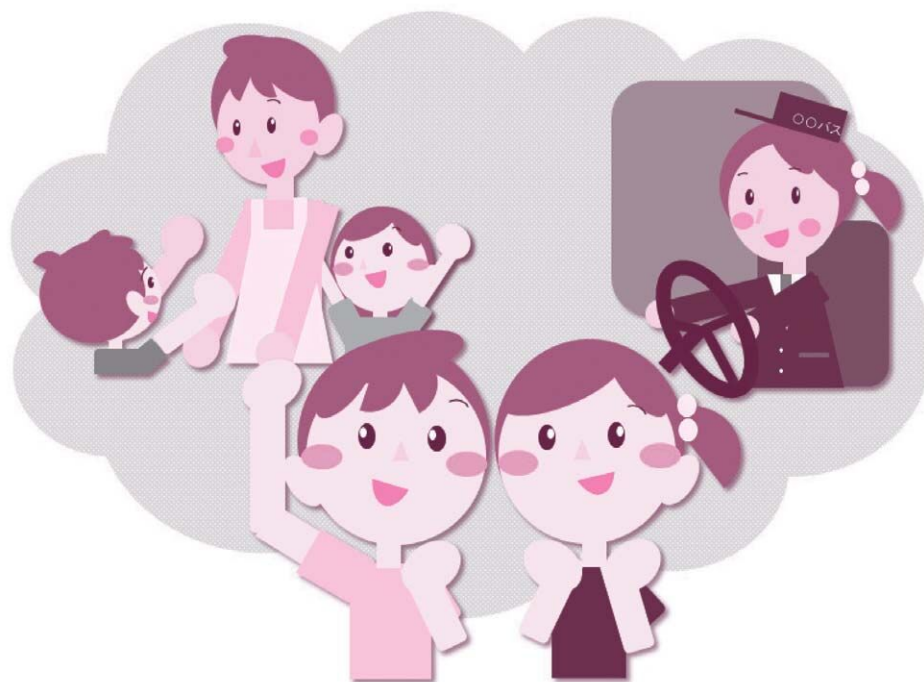
順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
...	...
20	アメリカ
...	...
87	中国
...	...
104	日本

#### 4 メディアにおける男女の人権尊重の促進

人権尊重や男女共同参画の視点を持った情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）の向上を支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの庁内周知	男女参画・多文化共生課
メディア・リテラシーをテーマとした講演会等の開催	男女参画・多文化共生課



## 基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進

### 現状と課題

「カジダン」や「イクメン」という言葉に代表されるように、近年、家事や子育てに積極的に参画する男性が増えています。しかしその一方で、固定的な性別役割分担意識は、依然として男性により強く残っており、また、育児休暇・介護休暇取得についても、女性に比べて男性の理解が進んでいない状況にあります。

しかし、家族形態の変容や社会の高齢化、女性の社会進出など社会情勢が大きく変わる中で、これまで以上に男性の子育てや介護への参画が求められています。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会の実現は、男性自身が抱える心の重荷から解放されることにも繋がります。男女共同参画社会が、男性にとっても暮らしやすい社会でもあるということについて、男性の理解を深める必要があります。

そのためには、男性が仕事だけでなく子育てや介護に参画するよう、男性の意識改革を促すと同時に、長時間労働の見直しにより、家庭や地域など職場以外の場において積極的に役割を果たせるように支援を行っていくことが重要です。

図2-5 男女の役割を固定的に考える意識  
(静岡県)

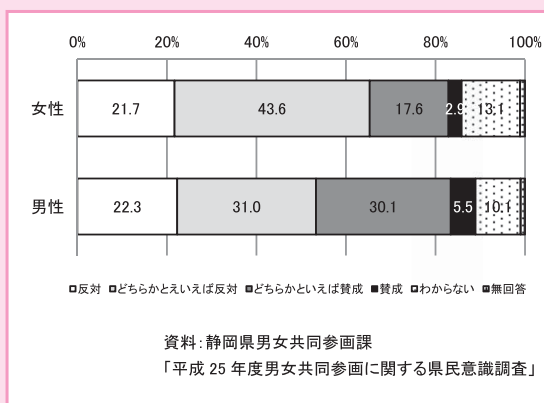
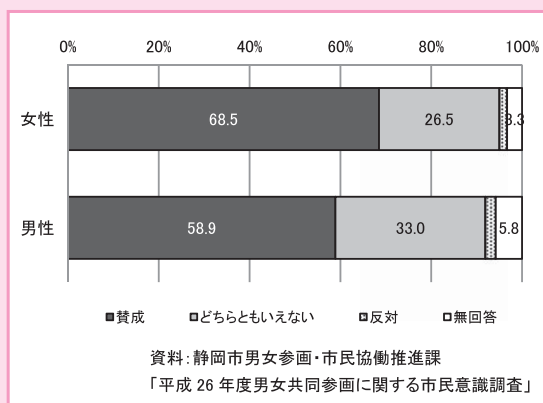


図2-6 男性の「育児休暇」「介護休暇」取得についての意識



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9%	68%	80%
週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9%	12%以下	8%以下

## 施策の方向性

## 1 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護などの家庭における役割を担うことができるよう、児童期を含むあらゆる世代に対して、知識・技術の習得機会の提供に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
子育てパパトーク事業の実施	子ども未来課
男性のための家事・育児・介護等の実践講座の開催	生涯学習推進課
男性の家事等への参画をテーマとした写真展の開催	男女参画・多文化共生課

## 2 男性の地域活動への参画促進

地域社会を男女がともに担うためにも、地域活動に参画する従業員への雇用者側への配慮等、特に男性に対する活動機会の確保や情報の提供を促進します。

<主な事業>

事業名	所管課
働き方の見直し、休暇取得促進	商業労政課
生涯学習施設等における啓発講座の開催	男女参画・多文化共生課

### 3 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援

男性の長時間労働の見直しを行うとともに、男性自身の固定的性別役割分担意識の解消のため、男性向けの相談体制の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	男女参画・多文化共生課 子ども未来課 商業労政課
男性向け相談事業の実施	男女参画・多文化共生課

#### 静岡市男性電話相談 メンズほっとライン静岡



仕事での悩み、家庭や夫婦関係の悩みなど、男性が抱える様々な悩みについて、男性相談員が電話でお伺いします。

秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

●開設日 毎月第2・第4火曜日 19:00～21:00

※平成27年4月現在の情報です。

開設曜日・時間は今後変更する場合があります。

### "カジダン"・"イクメン"

『カジダン』とは、家事を率先して行っている男性のことで、『イクメン』とは、育児に積極的な男性のことです。

静岡市女性会館では、平成21年度（2009年度）より、毎年6月の男女共同参画週間にあわせ「元祖カジダン・イクメンフォトコンテスト」を実施しています。

2014年度の最優秀賞2点を以下にご紹介します。



2014年度 最優秀賞（県内作品）  
『ママ、おいしいのつくろよ!』



2014年度 最優秀賞（県外作品）  
『お絵かきパパ』





## 基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市の政策・方針決定や、事業所、民間の団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画することが必要です。しかしながら、様々な社会的要因によって、政治・行政分野をはじめとする多くの分野において、女性の参画は十分に進んでいません。

市の審議会等への女性登用は、少しずつ増加しているものの、平成26年度において33%にとどまり、依然として低い状況にあります。また、多くの事業所でも女性の積極的登用がなされているとは言い難いのが実情です。

このようなことから、市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、事業所や民間の団体等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。

また、女性が有する潜在的な力を活かすことで、生産性の向上や、持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会の構築が期待されます。そのために、女性の能力発揮支援に積極的に取り組む必要があります。

図2-7 市の審議会委員に占める女性の割合

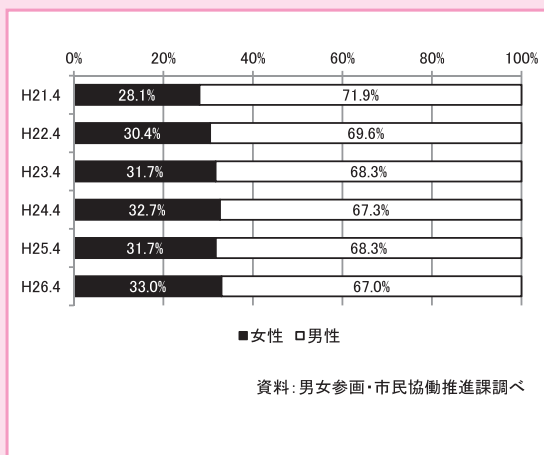
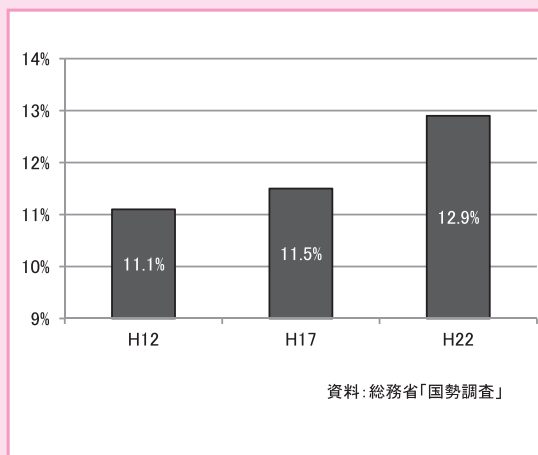


図2-8 管理的職業従事者に占める女性の割合



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
市の審議会等における女性委員の割合	33.0%	36%	40%
管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9%	21%	30%

## 施策の方向性

## 1 市審議会等への女性の参画促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理し、それを提供するほか、各審議会の構成の見直しや充て職の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
市審議会等への女性の参画促進	全部局
審議会等所管課への女性委員登用の支援	男女参画・多文化共生課

## 2 市の女性職員の積極的登用

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や能力・実績により、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理・監督職への登用や職域拡大を推進します。

<主な事業>

事業名	所管課
女性職員の管理・監督職への登用促進	人事課
女性教員の管理職への登用促進	教職員課
女性職員のキャリア形成支援	人事課

### 3 事業所における方針決定への女性の参画促進

事業所や各種団体における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）やダイバーシティ（多様性）マネジメントの周知などに努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
女性の活躍に関するイベント、セミナー等の開催	男女参画・多文化共生課
女性の活躍に積極的な事業所の表彰及び周知	男女参画・多文化共生課、商業労政課
男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入の検討	契約課 技術政策課

### 4 女性の人材育成施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるようにするため、学習機会や関連情報の充実に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
人材育成事業の充実	男女参画・多文化共生課 生涯学習推進課
女性の人材リストの更新・活用	男女参画・多文化共生課

### 5 女性のキャリア形成と能力発揮への支援

働く場において女性が能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や職業能力の開発や向上を支援し、同時に相談体制の充実に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
女性の就労支援事業の実施	男女参画・多文化共生課
女性ロールモデルの紹介	男女参画・多文化共生課

## 6 女性の起業や再就職への支援

起業をめざす女性に対して、必要な知識・技術の習得に関する支援を行うとともに、育児・介護等により退職した人への再就職を支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
SOHO施設を中心とした起業家の支援	産業政策課
就労支援講座の開催	商業労政課



## 基本目標5 地域における男女共同参画の推進

### 現状と課題

人々の生活や価値観が複雑・多様化するにつれて、地縁に基づく地域活動は、一部に空洞化が見られるようになったといわれています。また、地域における自治会・町内会などの組織では、女性の参加が多くみられるにもかかわらず、組織を代表する立場や組織の意思決定の場には男性が就く割合が高いのが実態であり、活動のなかにも固定的な性別役割分担がまだ残っている傾向が見受けられます。

最近では、居住地域を越えた、NPO、ボランティアなど多様な市民のネットワークも成長しつつありますが、これと同時に、地縁を基盤とした地域活動の見直しと再活性化も、今後期待されるべきものです。こうした市民の活動が男女共同参画の視点をもって行われるためには、自治会・町内会やPTAなどの地縁団体を始め、NPOやボランティアに対しても、連帯と協働を視野において、効果的な情報や交流の場の提供などの働きかけ支援策が必要となっています。

また、本市は、東海地震の発生が想定される地域であることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、発災後、女性や子ども等の多様なニーズに対応した支援を行うことができるよう、日頃から態勢を整える必要があります。

図2-9 自治会・町内会長に占める女性の割合

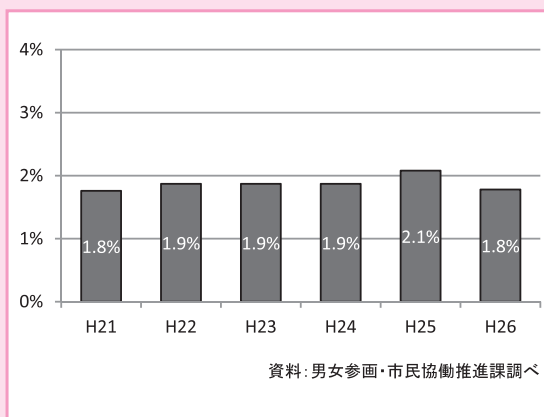
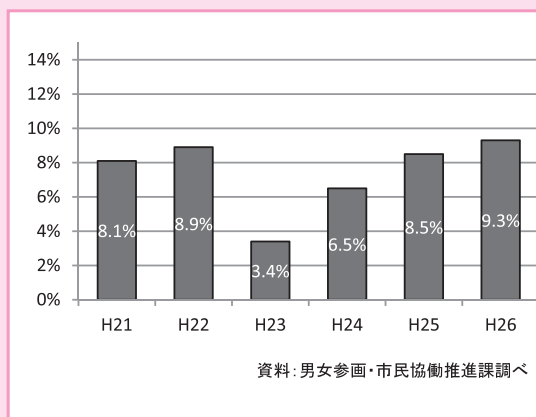


図2-10 PTA会長に占める女性の割合



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
町内会・自治会における女性役員の割合	平成27年度 調査予定		調査実施後 目標値を設定

## 施策の方向性

## 1 地域の各種団体における女性の参画促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
地域団体役員への男女共同参画の理解促進	男女参画・多文化共生課
地域における男女共同参画講座の開催	男女参画・多文化共生課

## 2 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進

地域活動に根ざした男女共同参画を推進するため、男女がともに担うNPOやボランティア組織の活動について、積極的な協働・支援に努めるとともに、市民との協働による地域活動等を促進します。

<主な事業>

事業名	所管課
NPO・ボランティア活動に関する相談支援および活動に関する情報の収集・提供	市民自治推進課
市民活動センターによる市民活動支援	市民自治推進課

### 3 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進

災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、女性や子ども等の多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する出前講座の実施	危機管理総室 男女参画・多文化共生課
防災講演会の開催	危機管理総室



#### 4 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営や、情報収集・女性を支援する活動・ネットワークの構築などに努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
静岡市女性会館における講座・講演会の開催	男女参画・多文化共生課
多様で複合的な困難を抱える男女への支援	男女参画・多文化共生課

##### 静岡市女性会館（アイセル21）

静岡市女性会館は、女性をとりまく諸問題を解決し、男性と女性がこれまでの性別役割分担意識にとらわれず、お互いに協力し合いながら社会の発展を目指す「男女共同参画社会」の実現のための学習及び活動の拠点となる施設であり、各種講座・相談等のさまざまな事業を行っています。





## 基本目標 6

# 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

### 現状と課題

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、少子高齢化が進む現状における経済社会の活性化という意味でも重要な意義を持ちます。

しかしながら、本市が行った女性の労働実態調査の結果によれば、市内の事業所における女性の管理職の割合は依然として低い水準にあります。

また、全国的に、男性に比べて女性労働者の給与は低い状況が続いているほか、妊娠・出産・子育て等を理由とした、女性に対するハラスメントや解雇なども大きな問題となっています。

さらに、農林漁業・商工業・サービス業などの自営業においては、仕事と生活の区別がつけにくく、性別や世代による固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行も根強く残っています。こうした労働の場では、女性の働きに対する正当な評価が不可欠です。

また、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生産性の向上や競争力の強化につながる、といった意味においても重要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、個人の意識変革を促すだけでなく、事業者に対して積極的に働きかけを行う必要があります。

図2-11 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度

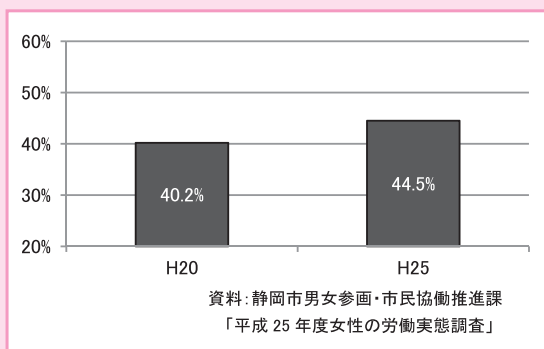
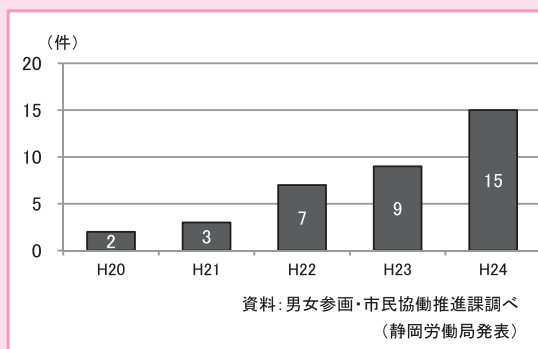


図2-12 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた市内企業数



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5%	62%	80%
「職場」における男女の平等感（男性が優遇と感じる人の割合）	55.1%	44%	30%以下

施策の方向性

1 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
労働に関する実態調査	男女参画・多文化共生課 商業労政課
在宅等、多様な働き方の支援	産業政策課

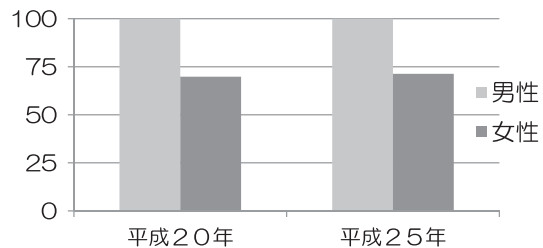
男女の賃金格差

男性一般労働者の平均賃金水準を100としたときに、女性一般労働者の平均賃金水準は、平成25年で71.3と約7割でした。

長期的には縮小傾向にあるものの、先進諸外国と比較すると、その格差は依然として大きいものがあります。

男女間所定内給与格差の推移

(男性の所定内給与額=100)



資料：平成26年版男女共同参画白書（内閣府）より作成

## 2 事業所における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進

男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業者への啓発やさらなる取組を促すとともに、両立支援制度の導入・定着、労働時間の短縮など、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境づくりを進めます。

<主な事業>

事業名	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発(再掲)	男女参画・多文化共生課 子ども未来課 商業労政課
企業・団体を対象とした出前講座の実施	男女参画・多文化共生課



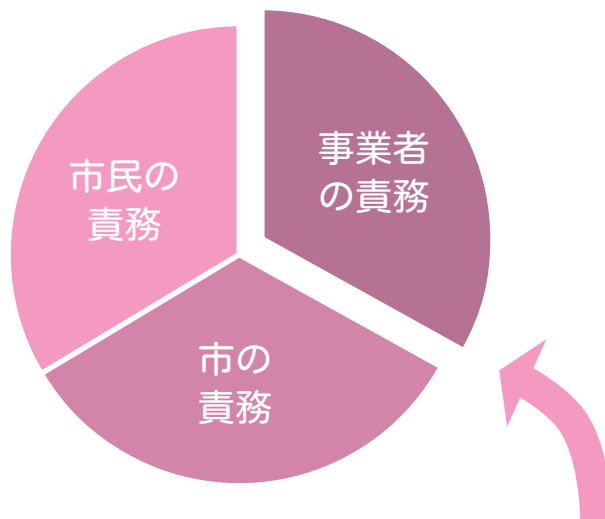
### 3 農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進

女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努めます。

また、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対して支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
家族経営協定の締結促進	農業委員会事務局
地場産業後継者育成事業の実施	産業振興課



静岡市男女共同参画推進条例では、「市の責務」「市民の責務」とともに、「事業者の責務」を定めています。

事業者の皆様には、次のような事柄が義務付けられています。

- ① 事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めること。
- ② 就労者に対して、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めること。
- ③ 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めること。

## 基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備

### 現状と課題

少子高齢化が進行し家族形態が多様化する中で、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、男女が互いに協力して家族の一員としての責任を担う必要がありますが、家事をはじめとし、子育て、介護の多くを女性が担っているのが現状です。

市民意識調査からは、家庭における男女平等感について、半数近くの人が男性優遇であると答えているほか、男女の家事時間の格差が拡大しているという結果が表れています。

これを改善するためには、性別による固定的な役割分担を払しょくするとともに、男女ともに家庭を大切にする生き方を尊重し、それを社会が積極的に支える環境を整備する必要があります。

また、誰もが安心して子育てや介護を行うために、多様なニーズに対応した子育て支援サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てや介護を支える仕組みづくりが必要です。

図2-13 男女の家事平均時間の格差

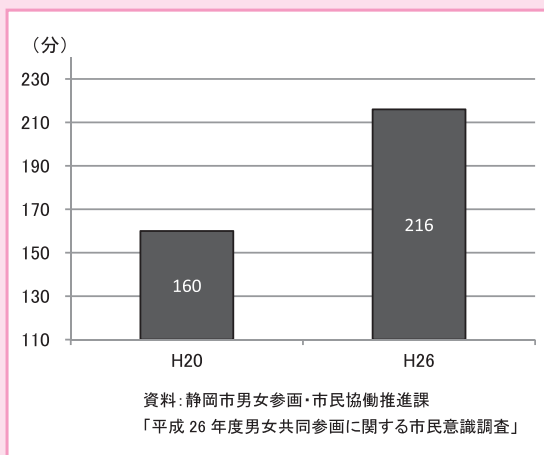
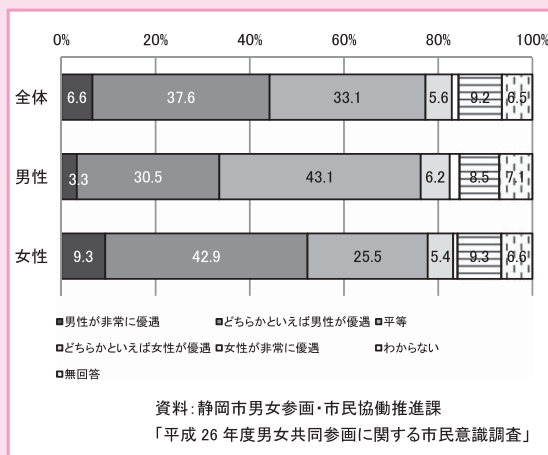


図2-14 家庭生活の場における男女平等感



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
保育所待機児童数(年度当初・年間)	156人	0人	0人

## 施策の方向性

## 1 家事・育児・介護への男性の参画促進

男性が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護などの家庭における役割を担うことができるよう、児童期を含むあらゆる世代に対して、知識・技術の習得機会を提供するよう努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
子育てパパトーク事業の実施(再掲)	子ども未来課
男性のための家事・育児・介護等の実践講座の開催(再掲)	生涯学習推進課
男性の家事等への参画をテーマとした写真展の開催(再掲)	男女参画・多文化共生課



## 2 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実

働きながら安心して子育てができるよう、多様なニーズの把握に努めるとともに、保育サービスなどをはじめとする子育て支援制度や子育てに関する相談体制の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
多様な保育サービスの提供	子ども園課
ファミリー・サポート・センターの運営	子ども未来課
放課後児童クラブの運営	子ども未来課



子育て支援センターでの読み聞かせ

### 3 多様なニーズに対応した介護支援策の充実

介護支援や生活支援等のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図っていくことで、介護と仕事を両立しやすい環境を整備します。

<主な事業>

事業名	所管課
介護支援専門員に対する研修の実施	高齢者福祉課
高齢者を対象とした各種福祉サービスの実施	高齢者福祉課





## 基本目標8

# 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

### 現状と課題

家族形態の変容に伴って単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られないといった、様々な困難を抱える人の増加がみられます。特に貧困については、世代間の連鎖も深刻な問題となっています。

また、近年、男性・女性ともに正規雇用者の割合が減少し、非正規雇用者の割合が増加していますが、特に、女性の正規雇用者は大きく減少し、不安定な雇用状況に置かれています。

そのようなことから、女性は男性に比べて貧困に陥りやすく、特に高齢単身女性や母子世帯でそのリスクが高いという状況にあります。

また、障がいのある人や、市内で生活する外国人は、女性であることで、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

一方で男性も、地域と積極的に関わろうとしない、弱みを他人に見せないといった、固定的性別役割分担意識を背景とした、高齢単身者や父子世帯の地域における孤立などが問題となっています。

そのため、困難を抱える人が安心して生活していくための環境の整備が必要となっています。

図2-15 男女別・年代別非正規雇用者の比率

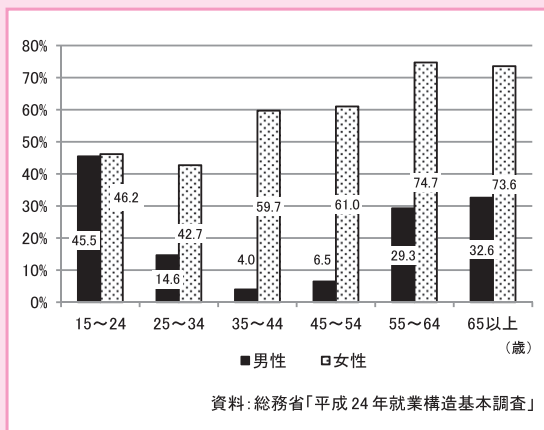
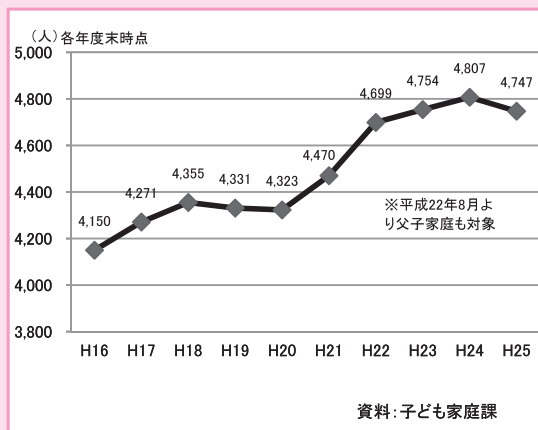


図2-16 児童扶養手当受給者数の推移



## 成果指標

項目		現状	中間目標値	目標値
ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭	58.8%	減少	減少
	父子家庭	23.8%		

## 施策の方向性

## 1 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援

高齢者や心身に障がいのある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労、社会参加の促進に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者福祉課
重度心身障害者に対するタクシー料金の助成	障害者福祉課
障がい者就職面接会の開催	商業労政課



## 2 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援

ひとり親家庭の父母や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭課
母子家庭等日常生活支援事業	子ども家庭課

## 3 貧困など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している家庭に対して、安定した生活ができるように様々な支援を行うとともに、非正規雇用を余儀なくされている人に対する就労支援を行います。

<主な事業>

事業名	所管課
不就労状態にある若者への支援	商業労政課
生活の支援	福祉総務課 (各福祉事務所生活支援課)

### 静岡学習支援ネットワーク(SSS)の活動

「勉強したい」という気持ちがありながら経済的問題や不登校等様々な理由から、その環境が整っていない子どもたちがいます。

SSSは、県内の大学生が中心となって無償学習支援教室を市内3カ所で運営し、子どもたち一人ひとりに寄り添った学習支援を行っています。



静岡学習支援ネットワークの活動の様子

#### 4 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備

国籍や文化などの違いに関わらず外国人住民が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習機会などの学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進めます。

<主な事業>

事業名	所管課
外国人住民の生活支援事業の実施	男女参画・多文化共生課
外国人住民懇話会の開催	男女参画・多文化共生課



## 基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やDV等の女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、これまでは、個人、家庭、職場の問題として、見過ごされてきました。これら暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。

本市におけるDV実態調査の結果からは、半数以上の市民が、「法律は知っているが内容はよく知らない」と回答しているほか、市民のおよそ3人に1人が、DV被害を受けた経験があるという現状が明らかとなっています。

平成26年3月に策定した静岡市DV防止基本計画をふまえて、DV防止に関する正しい理解や意識啓発を行うとともに、一人で悩むことなく相談機関を利用できるよう、相談しやすい窓口の設置や安全確保策の充実が求められます。

また、幼少期からの長期的な人権尊重の教育を行うとともに、加害者にも被害者にもならないよう、若者を対象としたデートDV防止の啓発などを行うことが必要です。

同時に、関係機関の連携を強化し、暴力を生み出さない社会の実現に向けて、あらゆる面から総合的な取組を進めることが不可欠です。

図2-17 DV防止法の認知度

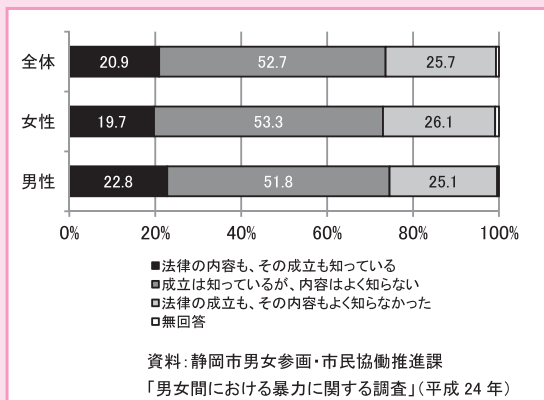
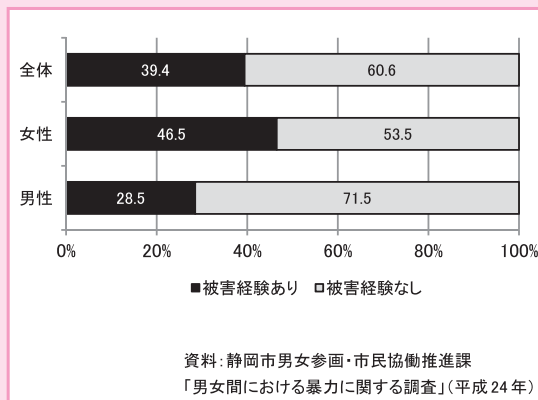


図2-18 配偶者からの被害経験の有無



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
DV相談窓口の周知度	52.3%	76%	100%
夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	27年度 調査予定	調査実施後 中間目標値 設定	100%

## 施策の方向性

## 1 DVを生み出さない社会づくりの推進

デートDVやDVの未然防止のため、幼少期からのあらゆる機会を通じ、お互いの人権を尊重する教育に取り組みます。また、職務関係者のDVへの理解を深め、二次被害の防止に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
DV・児童虐待防止啓発運動の実施	男女参画・多文化共生課 子ども家庭課
DV防止に関する講演会等の開催	男女参画・多文化共生課
若者を対象としたデートDV防止対策	男女参画・多文化共生課

## 2 身近で相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し、安全な生活を送ることができるよう、各種の支援窓口の情報を周知し、それぞれの状況に応じた相談を受けられる体制を整備します。

<主な事業>

事業名	所管課
女性（婦人）相談員による女性相談の実施	福祉総務課 (各福祉事務所生活支援課)
配偶者暴力相談支援センター機能の整備	男女参画・多文化共生課 福祉総務課

### 3 被害者の安全確保の徹底

被害者およびその子どもの安全確保を図るため、関係機関との連携を強化し、迅速な保護に努めるとともに、被害者の情報管理を徹底します。

<主な事業>

事業名	所管課
緊急時における安全確保	福祉総務課 (各福祉事務所生活支援課)
住民票の交付等におけるDV等被害者の保護	戸籍管理課 (各区戸籍住民課)

### 4 被害者の自立支援の充実

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者およびその子どもの自立支援のため、相談体制の機能の充実や生活基盤を整えるための支援を行います。

<主な事業>

事業名	所管課
女性向けカウンセリングの実施	男女参画・多文化共生課
母子生活支援施設等への入所	子ども家庭課 (各福祉事務所保育児童課)

### 5 DV防止推進体制の構築

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うため、庁内だけでなく、国や県、警察および民間団体と緊密に連携してDV防止に取り組みます。

<主な事業>

事業名	所管課
関係機関によるネットワーク構築	男女参画・多文化共生課 福祉総務課 各福祉事務所生活支援課
加害者対応についての調査・研究	男女参画・多文化共生課

## 6 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、男女の上下関係や力関係を背景にして起こる重大な人権侵害であるという理解を広め、セクシュアル・ハラスメントを防止するための研修の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
セクハラ・パワハラ等の防止に関するセミナーの開催	商業労政課
セクハラ防止に関する研修の実施	人事課

### パープルリボン運動とパープル・ライトアップ

パープルリボン運動は、女性に対する暴力根絶の国際的な運動です。

毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」には、パープルリボン運動にちなんで、全国各地でパープル・ライトアップが行われています。

これには、女性に対する暴力の根絶と、被害者に対して「あなたは一人ではない！相談をしてください」というメッセージが込められています。

平成26年には、静岡市でも駿府城公園の坤櫓（ひつじさるやぐら）をライトアップしました。





## 基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援

### 現状と課題

女性のからだには、妊娠や出産のための仕組みが備わっており、さまざまな女性特有の問題を心身に抱え込みがちです。一方、近年では、男性の過労死や更年期の問題についても指摘されるようになってきました。

特に女性については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など、総合的な取組が求められています。また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症、アルコール依存、薬物中毒、摂食障害なども社会問題化しており、これらは、自分自身の健康障害をもたらすほか、時には次世代への影響も懸念されるものです。

さらに、全国的な傾向と同様に、本市においても65歳以上の人口が25%を超える超高齢社会を迎え、高齢者になってからの健康支援も課題となっています。

こうした社会環境をふまえ、男女を問わず学校教育や生涯学習等の場をとおし、生命尊重・人権尊重の観点から、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識の醸成が必要となっています。

図2-19 妊娠や出産に関わる健康に配慮し、女性の意思決定を尊重すべきであると考える人の割合

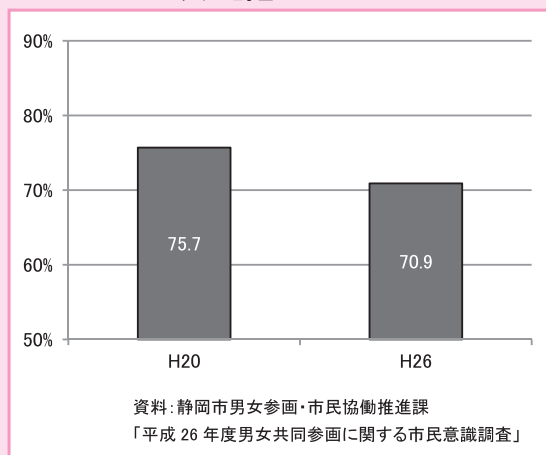
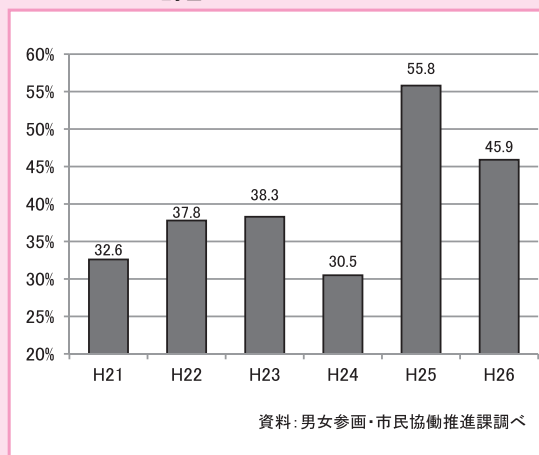


図2-20 性に関する悩みを相談できる大人がいるまたは相談窓口を知っている中学生の割合



## 成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
子宮頸がん検診の受診率(69歳以下)	44.7%	45%	50%

## 施策の方向性

## 1 性差とライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、性差やライフステージに応じて、主体的に健康の保持・増進を図ることができるように、健康についての知識を普及し、生涯を通じた健康管理を支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
エイズや性感染症の検査、相談の実施	保健予防課
妊産婦健康支援事業の実施	健康づくり推進課
各種検診の実施	健康づくり推進課

## 2 性や妊娠・出産等に関する理解の促進

性や妊娠・出産等について、正しい知識の習得を支援するとともに、子どもたちが性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、意識啓発と教育に努めます。また同時に、性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	男女参画・多文化共生課
学校向け出前講座による性教育の実施	男女参画・多文化共生課
地域人材を活用した性教育の充実	学校教育課

### 3 誰もが相談できる体制の充実

こころや健康の問題をはじめとする様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
精神保健福祉相談の実施	こころの健康センター 精神保健福祉課
女性向けカウンセリングの実施（再掲）	男女参画・多文化共生課
男性向け相談事業の実施（再掲）	男女参画・多文化共生課

## 第4章 計画の推進

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実行性のあるものとするため、次のような体制を整えるとともに、成果指標を設定します。

### 1 計画を推進する体制の整備

#### ①男女共同参画推進会議

「静岡市男女共同参画推進会議（会長：市長）」において、静岡市の男女共同参画の推進に関する施策にかかる重要事項について調査審議します。各部局間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施による計画の総合的な推進を図ります。

#### ②男女共同参画推進員

全所属長を推進員として任命し、全庁的取り組みを推進します。

#### ③男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修（市の関係団体も含め）を実施します。

#### ④男女共同参画審議会の機能充実

条例第24条に基づく、市長の附属機関である「静岡市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に応じて計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

#### ⑤男女共同参画に関する苦情・相談への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情については「静岡市男女共同参画審議会」が、性別による差別した取り扱い等に関する相談については「静岡市男女共同参画専門相談委員会」が対応します。

#### ⑥国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

## 2 市民参画による推進体制と拠点の充実

### ①市民参画の推進

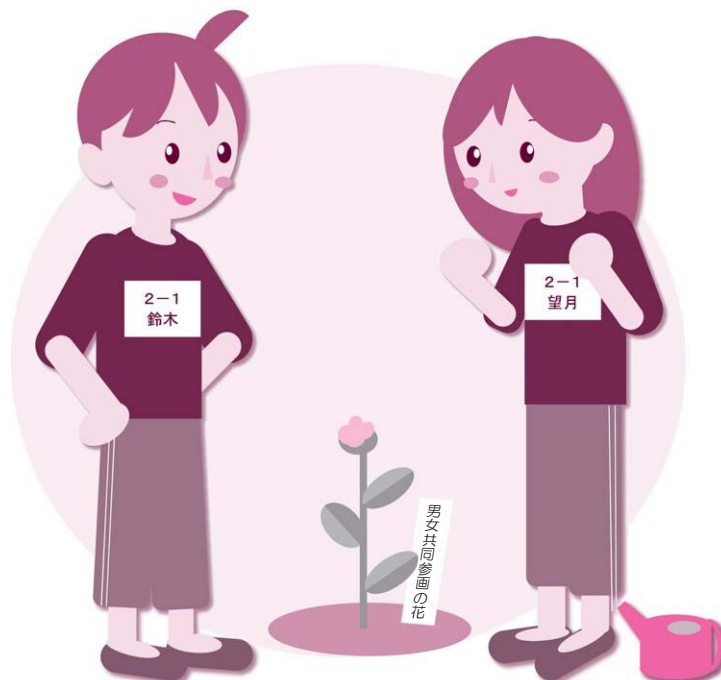
団体・グループ、事業者、各種組織による男女共同参画を推進するための情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努めます。

また、市民参画や市民との協働のあり方については、静岡市自治基本条例や静岡市市民活動の促進に関する条例等に基づき、男女共同参画の視点から推進します。

### ②男女共同参画を推進する拠点機能の充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動を展開する場として、また女性に対する支援となる相談事業を担う場として、「静岡市女性会館」の機能をさらに充実させます。

- ・ 活動団体への中間支援の実施
- ・ 男女共同参画に関する各種事業の充実と対象別啓発プログラムの開発
- ・ 男女共同参画に関する情報の収集と提供
- ・ 市民等との協働による事業の企画や実施
- ・ 市民団体・グループ等自主的活動への支援
- ・ 広域的事業の展開



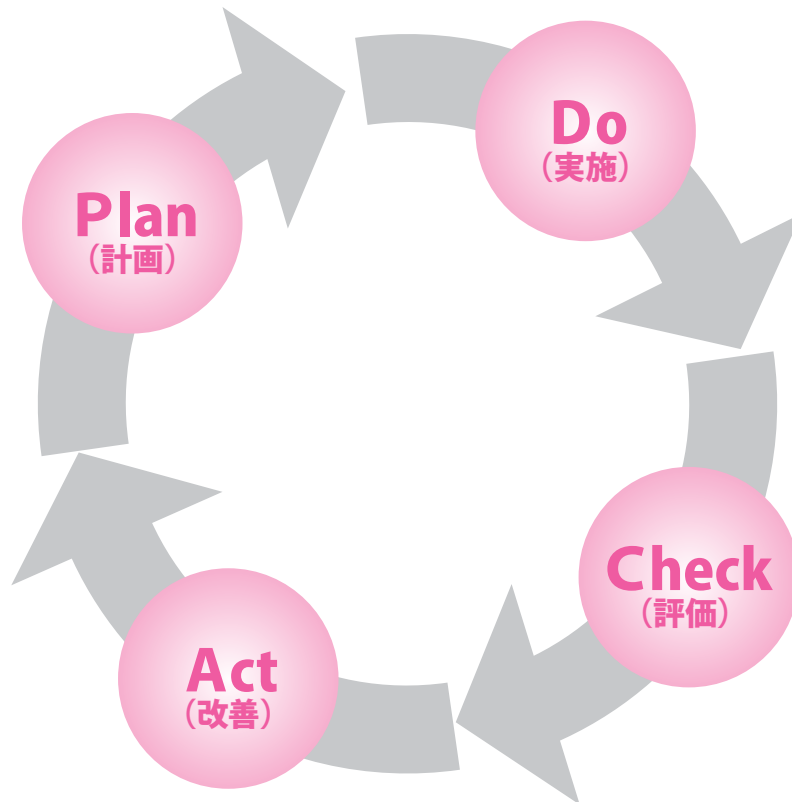
### 3 計画の進捗よく状況の点検および情報公開

計画の進捗よく状況を点検・評価するため、毎年、「進捗よく状況調査報告書」を作成します。

また、点検・評価の結果を公表します。

### 4 計画の見直し

社会経済情勢の変化に対応するため、計画の中間年にあたる平成30年度を目途として、計画の見直しを行います。



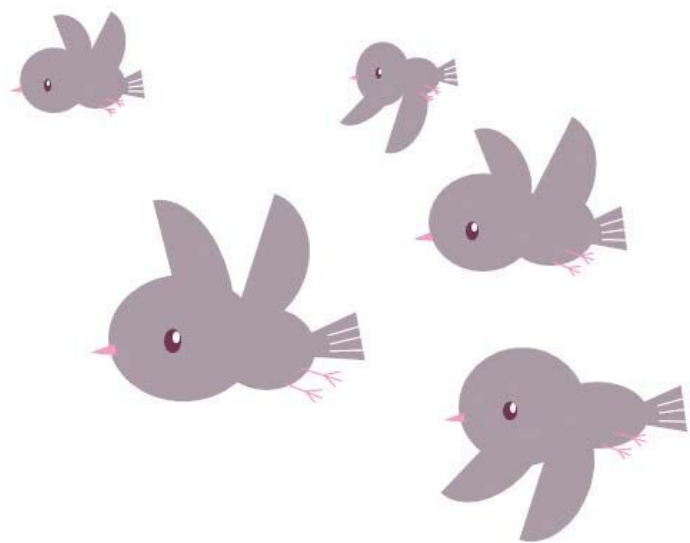
## 5 計画の指標一覧

## 成果指標

基本目標	項目	数 値		
		現状	中間目標値 (H30)	目標値 (H34)
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し				
基本目標 1	「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感（男性のほうが優遇と感じる割合）	44.2% (26年度)	38%以下	30%以下
人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進				
基本目標 2	中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0% (25年度)	46%	60%
男性にとっての男女共同参画の推進				
基本目標 3	男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (26年度)	68%	80%
	週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (24年就業構造基本調査)	12%以下	8%以下
政策・方針決定の場における女性の参画拡大と女性の活躍の推進				
基本目標 4	市の審議会等における女性委員の割合	33.0% (26年度)	36%	40%
	管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9% (22年国勢調査)	21%	30%
地域における男女共同参画の推進				
基本目標 5	町内会・自治会における女性役員の割合	27年度 調査予定	調査実施後 目標値を設定	
労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進				
基本目標 6	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5% (25年度)	62%	80%
	「職場」における男女の平等感（男性のほうが優遇と感じる割合）	55.1% (26年度)	44%	30%以下
男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備				
基本目標 7	保育所待機児童数（年度当初・年間）	156人 (26年4月1日)	0人	0人
生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備				
基本目標 8	ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (25年度)	減少	減少
男女間のあらゆる暴力の根絶				
基本目標 9	DV相談窓口の周知度	52.3% (24年度)	76%	100%
	夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	27年度 調査予定	調査実施後 目標値を設定	100%
生涯を通じた男女の健康支援				
基本目標 10	子宮頸がん検診の受診率（69歳以下）	44.7% (25年度)	45%	50%

## モニタリング指標

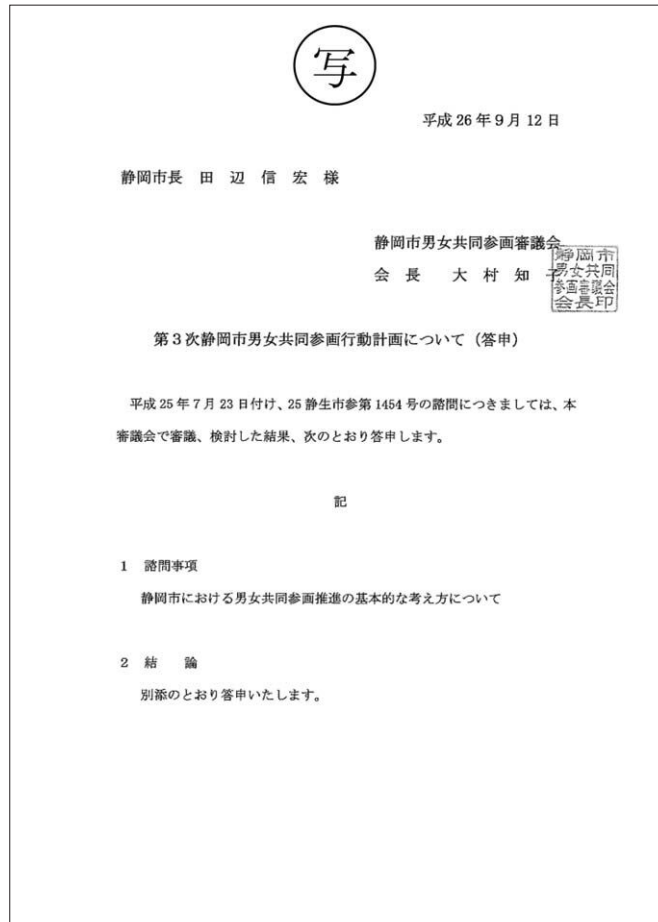
項目	現状値	
社会における女性の活躍状況について、国際機関が各国を順位づけしていることを知っている人の割合	44.7% (25年度)	
30代女性の労働力率	30～34才	66.3%
	35～39才	65.2%
	(24年就業構造基本調査)	
女性のPTA会長の割合	9.3% (26年度)	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた市内事業者数 (実事業者数)	17事業所 (25年度末)	
自殺による死亡率	19.4 (25年)	





## 第5章 参考資料

### 第3次静岡市男女共同参画行動計画について（答申）



平成26年9月12日  
審議会・大村会長から市長への答申

## 審議経過

年月日	会議等	内容
平成25年度		
平成25年 7月23日	第1回男女共同参画審議会	第3次静岡市男女共同参画行動計画について市長から諮問
平成25年10月11日	第2回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当者会議	第3次静岡市男女共同参画行動計画策定について
平成25年10月25日	第2回男女共同参画推進会議	第3次静岡市男女共同参画行動計画策定について
平成25年11月 6日	第3回男女共同参画審議会	第3次行動計画策定に向けた課題について
平成26年 1月28日	第3回男女共同参画推進会議	第3次行動計画策定に向けた課題について
平成26年 1月31日	第4回男女共同参画審議会	第3次行動計画策定に向けた課題の整理
平成26年度		
平成26年 5月 9日	第1回男女共同参画審議会	第3次行動計画骨子案について
平成26年 6月19日	第1回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当者会議	第3次行動計画骨子案について
平成26年 7月 8日	第2回男女共同参画審議会	第3次行動計画骨子案について
平成26年 8月 3日	意見交換会	第3次行動計画に関するタウンミーティング
平成26年 8月26日	第3回男女共同参画審議会	第3次行動計画答申案について
平成26年 9月12日	答申	男女共同参画審議会から市長に対して答申
平成26年10月21日	第1回男女共同参画推進会議	第3次行動計画中間素案について
平成26年10月28日 ～11月27日	市民意見公募	計画案に関するパブリックコメント
平成26年12月16日	第4回男女共同参画審議会	第3次行動計画案について
平成27年 1月22日	第2回男女共同参画推進会議	パブリックコメントの結果等について

## 静岡市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成25年6月23日から平成27年6月22日)

委員名	所属・推薦団体	備考
秋山 憲治	静岡理工科大学 総合情報学部 人間情報デザイン学科 教授	副会長
太田 尚子	静岡県立大学 看護学部 看護学科 教授	
大村 知子	静岡大学 名誉教授	会長
小川 和彦	静岡市校長会 (長田西中学校 校長)	平成26年4月1日から
岸本 高昌	一般財団法人 静岡経済研究所 主席研究員	
木村 幸男	メンズ・サポート・しずおか 共同代表	
窪田 美保	公募委員	
小林 久美	公募委員	
滝 和子	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会 (バディプロジェクト 代表)	
中野江里香	静岡県弁護士会	
中山 真弓	公募委員	
南條 正徳	一般社団法人 静岡県経営者協会 (しずおか信用金庫 理事 人事部長)	
橋本 恵子	株式会社 静岡第一テレビ 報道制作局アナウンス室長	
松平 千佳	静岡県立大学 短期大学部 社会福祉学科 准教授	
望月 恒利	静岡地域労働者福祉協議会 (日立アプライアンス労働組合空調支部 執行委員長)	
望月 金雄	静岡市校長会 (長田西中学校 校長)	平成26年3月31日まで



平成25年度 第1回審議会  
(平成25年7月23日)



第3次行動計画に関する諮問  
(平成25年7月23日)



平成26年度 第3回審議会  
(平成26年8月26日)



## 用語解説

### あ行

#### NPO

Non-Profit Organization（＝民間非営利組織）の略で、市民活動団体と同義です。

なお、NPOの内、特定非営利活動促進法により認証を受け、登記した団体がNPO法人（特定非営利活動法人）です。

法人格の有無にかかわらず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

#### M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

### さ行

#### ジェンダー統計（男女別統計）

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計です。

### た行

#### ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

#### デートDV

交際相手（別れた相手も含む）間の暴力のこと。

#### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。

「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する「身体的暴力」だけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的暴力」を含みます。

**は行****ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

**ま行****メディア・リテラシー**

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

**ら行****リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

**ロールモデル**

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。

**わ行****ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和の実現は、市民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

## 関係法令

### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、

また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立て

るために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行

為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。



(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第2部

##### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

##### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するた

めのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第3部

##### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対

する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスか

らの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのす

すべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、

この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、こ

これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することがで

きる。

#### 第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。

2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

## 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そ

のような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3.2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。



(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画

を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以

下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する

者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

## 静岡市男女共同参画推進条例

平成15年4月1日

条例第112号

改正 平成16年12月22日条例第98号

平成19年12月12日条例第90号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第15条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策  
(第16条—第23条)

第3章 静岡市男女共同参画審議会(第24条—第  
31条)

第4章 雑則(第32条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを目指した男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

私たちのまち静岡市でも、女性行動計画や男女共同参画推進計画を策定するとともに、女性会館を開館するなど女性政策を推進し、男女が平等な立場で、いきいきと生活できる社会づくりに向けて努力をしてきました。

こうした様々な取組にもかかわらず、性別で役割をきめつけてしまう考え方や、これに基づく社会のしきたりには根強いものがあり、多くの市民が不平等だと感じています。男女がお互い人として、どう生き、どう働くかを自由に決めることができ、互いに尊重しあう質の高い豊かな生活を送るためには、男女があらゆる分野で共に参画していくことが欠くことのできない緊急の課題となっています。

こうした世の中の動きを踏まえ、静岡市では一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある男女平等な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保)

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、男女

が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されなければならない。(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。

(世界的視野の下での男女共同参画)

第7条 男女共同参画の推進は、世界の国々で取り組むべき目標であると認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮)

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施

策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を率先して推進し、当該推進に当たっては、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第10条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第12条 何人も、あらゆる場において、性別によ

り差別した取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(地域における男女共同参画の実現)

第13条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本

### 施策

(行動計画)

第16条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱



- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、第24条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。  
(進ちょく状況の公表)
- 第17条 市長は、各年度における行動計画の進ちょく状況を公表するものとする。  
(調査研究)
- 第18条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。  
(情報提供及び広報活動)
- 第19条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて、情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。  
(研究機関等との連携等)
- 第20条 市は、男女共同参画を推進するため、研究機関及び教育機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。
- 2 市は、男女共同参画を推進するため、民間の団体と連携し、及び協力するとともに、当該民間の団体が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。  
(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立支援)

第21条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動を両立することができるようその支援に努めるものとする。

(事業者からの報告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

2 市長は、前項の報告により把握した状況について公表することができる。

(苦情及び相談への対応)

第23条 市は、市民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

### 第3章 静岡市男女共同参画審議会

(設置)

第24条 男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、第16条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が

委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(平16条例98・平19条例90・一部改正)

(委任)

第31条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第98号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月12日条例第90号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 静岡市女性会館条例

平成15年4月1日

条例第113号

改正 平成16年12月22日条例第86号

平成17年9月28日条例第100号

平成18年10月16日条例第108号

平成20年3月21日条例第26号

平成21年3月13日条例第15号

平成26年3月20日条例第19号

(設置)

第1条 静岡市は、女性をとりまく諸問題に関する学習及び活動の振興を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市女性会館	静岡市葵区東草深町3番18号

(平16条例86・一部改正)

(事業)

第2条 静岡市女性会館(以下「女性会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、教室等の開設に関すること。
- (2) 交流及び諸活動の指導及び助言に関すること。
- (3) 図書、資料等の収集、整理及び利用に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 女性会館の施設、設備等の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

(利用時間)

第3条 女性会館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、前条第4号に掲げる事業(以下

「第4号事業」という。)の実施に係る場合にあっては市長は、同条に掲げる事業のうち同号に掲げる事業以外の事業(以下「第1号等事業」という。)の実施に係る場合にあっては第17条の規定による指定を受けて女性会館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例100・追加、平18条例108・平20条例26・平21条例15・一部改正)

(休館日)

第4条 女性会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、第4号事業の実施に係る場合にあっては市長は、第1号等事業の実施に係る場合にあっては指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(平17条例100・追加、平18条例108・平20条例26・一部改正)

(利用の許可)

第5条 別表第1及び別表第2に掲げる施設、特殊器具等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例100・旧第3条繰下、平18条例108・一部改正)

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該

当するときは、施設等の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び附属設備を損傷するおそれその他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

(平17条例100・旧第4条繰下、平18条例108・平20条例26・一部改正)

(優先利用)

第7条 施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、施設等を優先して利用することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用するとき。
- (2) 公共的団体が公益事業を行うために利用するとき。
- (3) 第1条に規定する設置目的のための活動を行う団体として市長が認める団体が当該活動を行うために利用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平20条例26・追加)

(使用料の納付)

第8条 第5条第1項の規定による施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、当該使用料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(平17条例100・旧第5条繰下・一部改正、平20条例26・旧第7条繰下・一部改正)

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、第1条に規定する設置目的のための活動その他生涯学習活動又は公益のために利用する場合で、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例100・旧第6条繰下、平20条例26・旧第8条繰下・一部改正)

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日前3日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平17条例100・旧第7条繰下、平20条例26・旧第9条繰下)

(特別の設備等)

第11条 利用者は、女性会館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例100・旧第8条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第10条繰下)

(利用の目的の変更等の禁止)

第12条 利用者は、施設等の利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例100・旧第9条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第11条繰下・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(平17条例100・旧第10条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第12条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第14条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性会館への入館を拒否し、又は女性会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 女性会館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不適當であると認めるとき。

(平17条例100・旧第11条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第13条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、女性会館の利用が終わったとき、又は第13条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平17条例100・旧第12条繰下・一部改正、平20条例26・旧第14条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第16条 女性会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例100・旧第13条繰下、平20条例26・旧第15条繰下)

(指定管理者による管理)

第17条 女性会館の管理(第4号事業に係る管理を

除く。以下同じ。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第17条繰下、平21条例15・旧第18条繰上)

(指定管理者の指定の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第18条繰下、平21条例15・旧第19条繰上)

(指定管理者の指定の基準)

第19条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が女性会館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が女性会館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第19条繰下、平21条例15・旧第20条繰上)

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、そ

の旨を公告するものとする。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第20条繰下、平21条例15・旧第21条繰上)

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号等事業の実施に関すること。
- (2) 女性会館の利用の許可に関すること。
- (3) 女性会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第21条繰下、平21条例15・旧第22条繰上)

(指定管理者の原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第22条繰下、平21条例15・旧第23条繰上)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例100・旧第15条繰下、平18条例108・旧第17条繰下、平20条例26・旧第23条繰下、平21条例15・旧第24条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市女性会館条例(平成4年静岡市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第100号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月16日条例第108号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第17条を第23条とし、第16条の次に6条を加える改正規定(第17条及び第22条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市女性会館条例(平成15年静岡市条例第113号)別表第1及び別表第2の改正規定は、この条例の施行の日以後に施設等の利用の許可を受けた者から適用し、同日前に施設等の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月13日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

(平20条例26・全改、平26条例19・一部改正)

施設使用料

室名	位置	収容人員	様式	第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料						その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	30分後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	30分後1時から午後9時まで	30分前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	30分後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	30分後1時から午後9時まで	30分前9時から午後9時まで
第11集会室	1階	14人	洋室	330円	460円	510円	760円	880円	1,240円	690円	930円	1,030円	1,530円	1,770円	2,480円
第12集会室	1階	14人	洋室	340円	470円	510円	780円	890円	1,260円	720円	950円	1,030円	1,570円	1,800円	2,530円
第21集会室	2階	12人	洋室	320円	450円	490円	740円	850円	1,200円	670円	910円	990円	1,490円	1,710円	2,400円
第22集会室	2階	18人	洋室	330円	460円	510円	760円	880円	1,240円	690円	930円	1,030円	1,530円	1,770円	2,480円
第41集会室	4階	54人	洋室	740円	990円	1,080円	1,580円	1,930円	2,580円	1,490円	2,000円	2,180円	3,180円	3,870円	5,160円
第42集会室	4階	22人	洋室	380円	510円	550円	850円	970円	1,370円	780円	1,030円	1,120円	1,710円	1,960円	2,750円
第43集会室	4階	20人	洋室	340円	470円	520円	780円	900円	1,270円	720円	950円	1,050円	1,570円	1,820円	2,550円
第44集会室	4階	20人	洋室												
第45集会室	4階	36人	洋室	540円	730円	770円	1,170円	1,350円	1,910円	1,100円	1,470円	1,550円	2,360円	2,710円	3,830円
子ども室	1階	30人	洋室	560円	760円	790円	1,220円	1,400円	1,980円	1,140円	1,530円	1,590円	2,460円	2,810円	3,980円
ギャラリー	2階	—	—	300円	420円	470円	680円	800円	1,130円	630円	850円	950円	1,380円	1,610円	2,260円
軽運動室	2階	30人	洋室	730円	980円	1,060円	1,560円	1,910円	2,550円	1,470円	1,980円	2,160円	3,140円	3,830円	5,100円
料理実習室	2階	32人	洋室	810円	1,080円	1,150円	1,730円	2,080円	2,800円	1,630円	2,170円	2,320円	3,490円	4,180円	5,610円



研修室	4階	96人	洋室	1,150円	1,540円	1,670円	2,480円	2,950円	4,020円	2,320円	3,090円	3,360円	4,990円	5,920円	8,040円
和室5	4階	20人	和室	520円	700円	750円	1,130円	1,310円	1,850円	1,050円	1,420円	1,510円	2,280円	2,630円	3,710円

備考

- 1 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。
- 2 子ども室を女性会館の他の施設又は静岡市葵生涯学習センターの施設の利用に伴い、保育室として利用する場合には、当該保育室として利用する間の子ども室の使用料は、無料とする。

別表第2(第8条関係)

(平20条例26・全改、平26条例19・一部改正)

特殊器具等使用料

区分	数量単位	使用単位	使用料
調理台(附属器具を含む。)	1台	1回	210円
視聴覚研修システム	一式	1回	1,080円
女性会館の設備以外の機器、器具等を使用するため電気又はガスを使用する場合			電気又はガスの使用量に応ずる実費相当額

備考

- 1 使用単位1回の使用時間は、4時間以内とする。
- 2 調理台の使用料には、燃料費を含むものとする。

## 男女共同参画関連年表

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1975	昭和50	◇国際婦人年 ◇メキシコシティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催。平等・開発・平和を目標にした「世界行動計画」を採択 ◇国連総会で76年から85年を「国連婦人の10年」と決定	◇総理府に婦人問題企画推進本部（本部長内閣総理大臣）及び婦人問題企画推進会議を設置 ◇総理府婦人問題担当室を設置	
1976	昭和51		◇戸籍法改正（離婚後における婚氏統稱制度の新設）	
1977	昭和52		◇「世界行動計画」を受けて初の「国内行動計画」を策定	
1979	昭和54	◇国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		△清水市社会教育課内に婦人担当窓口を設置（担当1人） △第1次清水市婦人問題懇話会設置
1980	昭和55	◇コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催	◇「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名（女子差別撤廃条例）	△清水市社会教育課内婦人担当窓口を婦人係に昇格（担当3人） △「婦人のための清水市計画」の策定に着手
1981	昭和56			△清水市婦人問題懇話会から清水市の婦人問題解決について91項目の報告書が提出
1982	昭和57			△「婦人のための清水市計画」を策定
1983	昭和58			▽静岡市教育委員会青少年課を婦人青少年課に改め婦人担当窓口を設置（担当1人）
1984	昭和59		◇国籍法及び戸籍法の改正（父系血統主義から父母両系血統主義へ）（配偶者の帰化条件の男女同一化）	
1985	昭和60	◇ナイロビで「国連婦人の10年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	◇「女子差別撤廃条約」を批准	
1986	昭和61		◇男女雇用機会均等法の施行	
1987	昭和62		◇「西暦2000年に向けての新国内計画」を策定（男女共同参画型社会の形成）	

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1988	昭和63			▽静岡市婦人青少年課婦人担当窓口を婦人係に昇格（担当3人）
1989	平成元			▽国、県の計画に基づき「静岡市女性行動計画」の策定に着手
1990	平成2	◇国連（経済社会理事会）で「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		△第5次清水市婦人問題懇話会から提言①女性活動拠点施設の整備②男女平等意識の啓発③女性の社会参加の促進④福祉の向上と健康づくり
1991	平成3		◇「西暦2000年に向けての新国内計画」の第1次改訂を実施（男女共同参画社会へ）	▽「静岡市女性行動計画～フレッシュプランしずおか」を策定 △「西暦2000年に向けての女性のための清水市計画」を策定
1992	平成4		◇育児休業法の施行 ◇婦人問題担当大臣を設置	▽「フレッシュプランしずおか実施計画」に基づき事業開始 ▽静岡市婦人青少年課を女性青少年課に婦人係を女性行政係に改称 ▽静岡市女性会館が開館（指導係を設置）
1993	平成5	◇国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択		▽静岡市教育委員会女性会館に女性青少年課から女性行政係が移設 ▽第1期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言 ①男性や若い世代への効果的な働きかけについて②高齢社会と男女共生について③政策・方針決定の場への女性の参加促進について
1994	平成6		◇総理府に男女共同参画室を設置 ◇内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置（行動計画スローガンは男女共同参画社会）	
1995	平成7	◇北京で第4回世界女性会議を開催「北京宣言」と「行動綱領」を採択	◇「ILO156号条約」批准 ◇育児・介護休業法成立	

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1996	平成8		◇「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年(平成12年)度までの国内行動計画」策定	▽静岡市教育委員会女性会館女性政策係が企画部国際・女性政策課へ所管替えし女性政策担当に、女性会館は国際・女性政策課課内室となる ▽第2期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言①社会的に保護者を支援する施策②男女共同参画社会を支える社会基盤の整備③意識改革について
1997	平成9			△清水市企画調整課内に女性政策推進室を設置し、「清水市男女共同参画計画」策定に着手 ▽第3期フレッシュプランしずおか推進懇話会を設置し、「静岡市女性行動計画」の改訂作業に着手
1998	平成10		◇特定非営利活動促進法の施行	
1999	平成11		◇改正男女雇用機会均等法の施行 ◇改正労働基準法の施行 ◇改正育児・介護休業法の施行 ◇男女共同参画社会基本法の施行 ◇少子化対策推進基本方針の策定	▽第3期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言 ▽「静岡市男女共同参画推進計画～しずおかパートナープラン」策定
2000	平成12	◇ニューヨークで女性2000年会議を開催「政治宣言」「成果文書」を採択	◇「男女共同参画基本計画」策定	△清水市企画調整課女性政策推進室を女性政策担当に改組 △「清水市男女共同参画計画～しみずステップアッププラン」を策定
2001	平成13		◇内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行	
2004	平成14		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 ◇改正育児・介護休業法施行 ◇少子化対策プラスワン策定	▽静岡市男女共同参画推進条例を施行

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
2003	平成15		◇少子化社会対策基本法の公布、施行 ◇次世代育成支援対策推進法の公布、施行	◇静岡市及び清水市が合併し新「静岡市」発足、企画部に男女共同参画課を設置 ◇男女共同参画推進条例を施行 ◇「男女共同参画行動計画」を策定
2004	平成16		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	◇男女共同参画行動計画の評価指標を策定
2005	平成17	◇ニューヨークで「北京+10」世界閣僚級会合を開催	◇「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ◇女性の再チャレンジ支援プランの策定	◇局制の導入により、総務局企画部男女共同参画課に改称
2006	平成18		◇男女雇用機会均等法の改正 ◇女性の再チャレンジプランの改定	
2007	平成19		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ◇短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正 ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	◇女性会館に指定管理者制度を導入(NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか) ◇機構改正により、総務局都市経営部男女共同参画課に改称
2008	平成20		◇「女性の参画加速プログラム」決定 ◇児童福祉法、次世代育成支援対策推進法改正	◇機構改正により生活文化局市民生活部男女共同参画課に改称 ◇「第2次静岡市男女共同参画行動計画」を策定
2009	平成21		◇育児・介護休業法改正	
2010	平成22	◇第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)	◇「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定	◇「静岡市仕事と生活の調和推進基本方針」制定
2011	平成23	◇ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足		◇内閣府との共催により「男女共同参画フォーラムin静岡」開催

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
2012	平成24		◇「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定」	
2013	平成25		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者（等）の保護に関する法律の改正	◇機構改正により生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課に改称
2014	平成26			◇「静岡市DV防止基本計画」を策定
2015	平成27			◇「第3次静岡市男女共同参画行動計画」を策定 ◇機構改正により市民局男女参画・多文化共生課に改称





### 第3次静岡市男女共同参画行動計画 平成27年3月発行

静岡市 生活文化局 市民生活部 男女参画・市民協働推進課

※平成27年4月からは、「市民局 男女参画・多文化共生課」が担当課となります。

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1349 FAX 054-221-1782